

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第 1 章

CHAPTER 1



第1節

犯罪情勢とその対策

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて戦後最多の記録を更新し続け、14年には285万件を突破した。その後、15年から減少に転じ、21年中は170万3,044件と、前年より11万4,979件(6.3%)減少した。しかし、減少傾向にあるとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、20年には50万件台となり、21年中は54万4,699件と、前年より2万8,693件(5.0%)減少した。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移しており、13年から16年にかけて増加を続けていたが、17年から減少に転じ、21年中は33万2,888人と、前年より6,864人(2.0%)減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から上昇傾向となり、21年中は32.0%と、前年より0.5ポイント上昇した。

図 1-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21～平成21年)

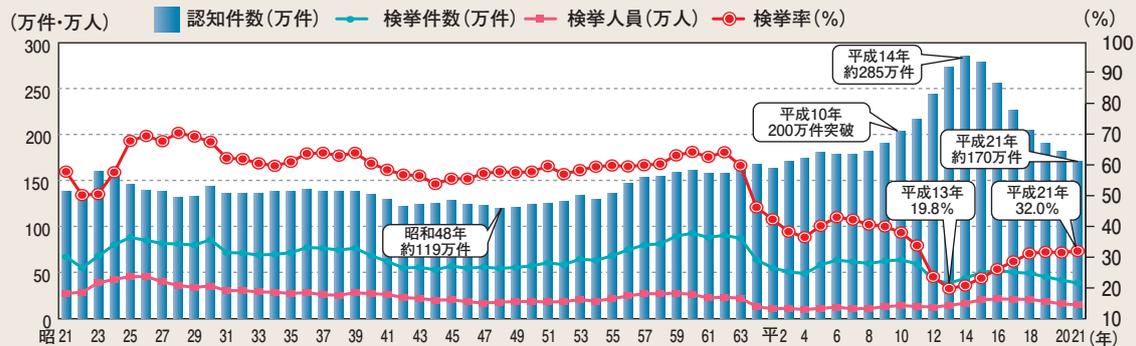


表 1-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成12～21年)

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
認知件数(件)		2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044
検挙件数(件)		576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699
検挙人員(人)		309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888
検挙率(%)		23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0

(2) 刑法犯の被害状況

平成21年中の刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数は3万3,076人と、前年より3,077人(8.5%)減少し、死亡した者の数も1,054人と、前年より157人(13.0%)減少した。

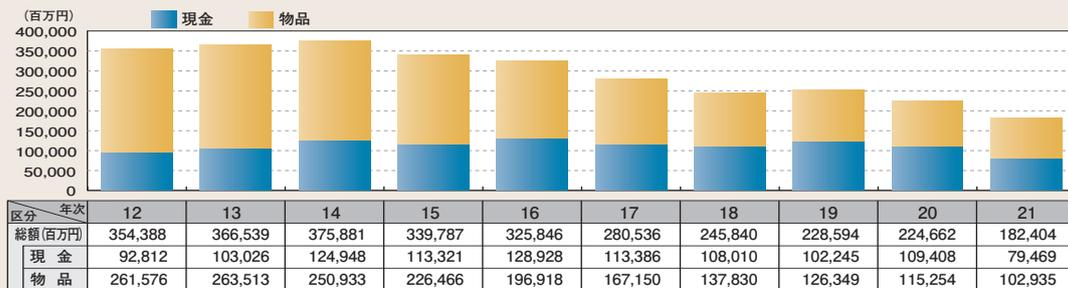
21年中の財産犯の被害額(注1)は約1,824億400万円と、前年より約422億5,800万円(18.8%)減少した。

図1-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移(平成12～21年)



注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

図1-3 財産犯の被害額の推移(平成12～21年)

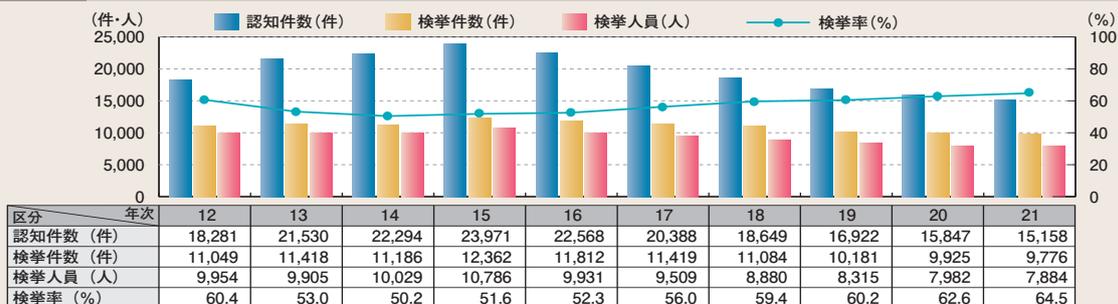


(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪(注2)の認知件数は、平成11年から15年にかけて、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、21年中は1万5,158件と、前年より689件(4.3%)減少した。

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員は、平成の初期のころから増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、21年中はいずれも前年より減少した。重要犯罪の検挙率は、11年から14年にかけて急激に低下したが、15年以降上昇を続け、21年中は64.5%と、前年より1.9ポイント上昇した。

図1-4 重要犯罪の認知・検挙状況の推移(平成12～21年)



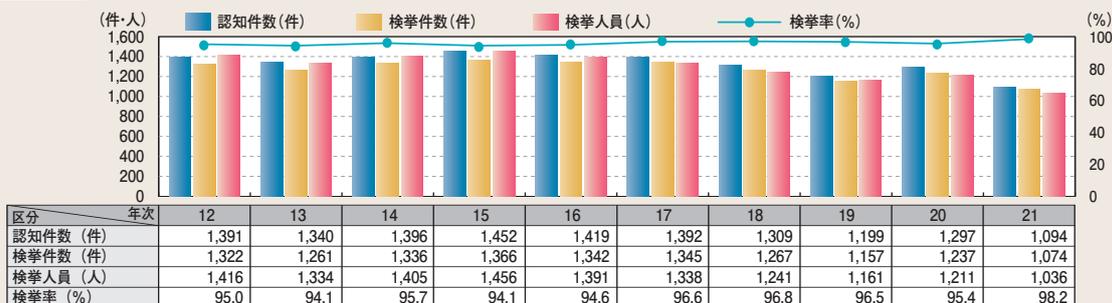
注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の被害額をいう。

注2：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

① 殺人

殺人の認知件数は、16年以降減少傾向となり、21年中は1,094件と、前年より203件（15.7%）減少し戦後最低となった。また、21年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。21年中の検挙率は98.2%と、前年より2.8ポイント上昇し、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。

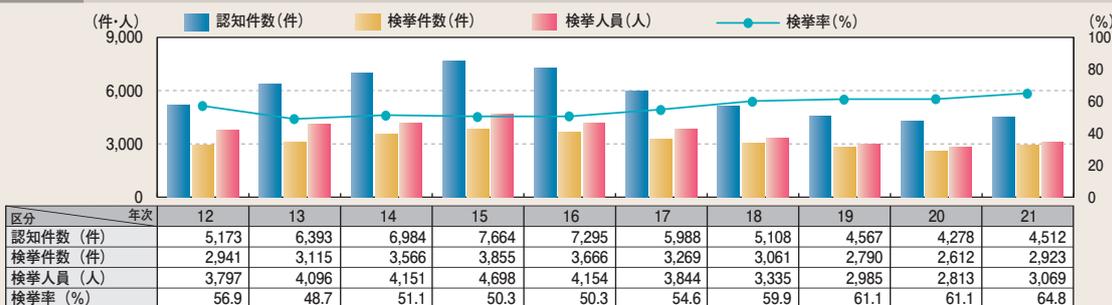
図 1-5 殺人の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



② 強盗

強盗の認知件数は、16年以降減少を続けていたが、21年中は4,512件と、前年より234件（5.5%）増加した。また、21年中の検挙件数及び検挙人員も前年より増加した。21年中の検挙率は64.8%と、前年より3.7ポイント上昇した。

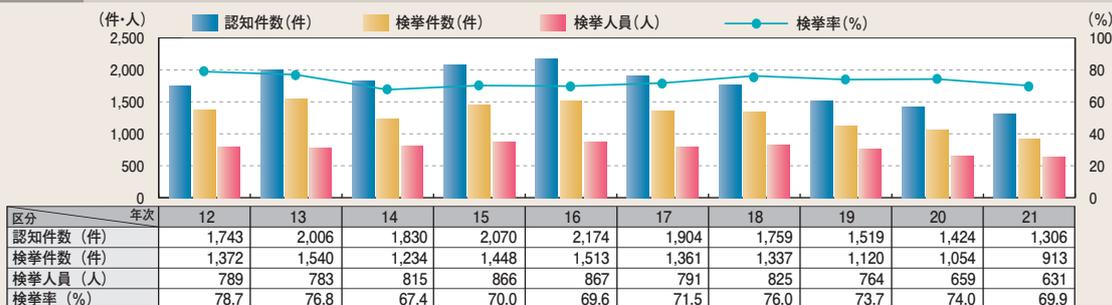
図 1-6 強盗の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



③ 放火

放火の認知件数は、17年以降減少を続け、21年中は1,306件と、前年より118件（8.3%）減少した。また、21年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。21年中の検挙率は69.9%と、前年より4.1ポイント低下した。

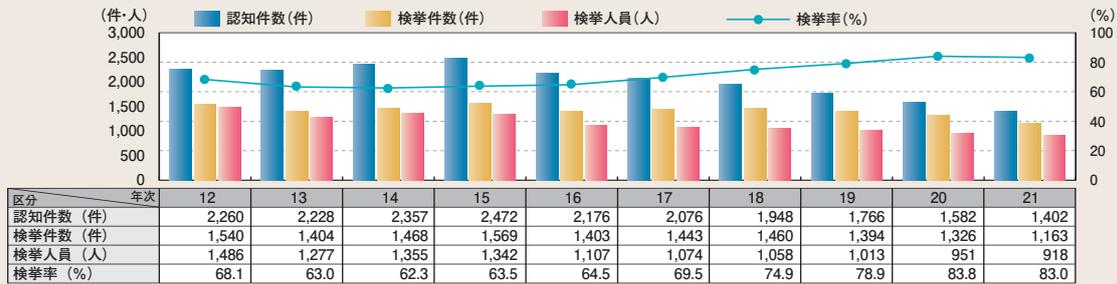
図 1-7 放火の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



④ 強姦

強姦の認知件数は、9年から15年にかけて増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、21年中は1,402件と、前年より180件（11.4%）減少した。また、21年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。検挙率は15年から20年にかけて上昇を続けていたが、21年中は83.0%と、前年より0.8ポイント低下した。

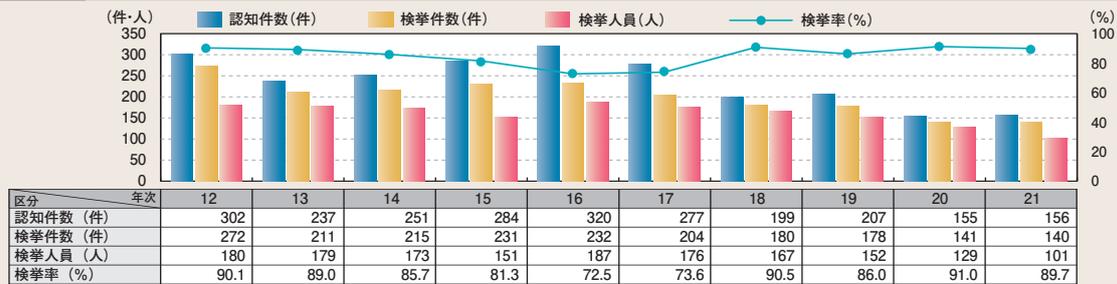
図 1-8 強姦の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知件数は、17年以降減少傾向にあったが、21年中は156件と、前年より1件（0.6%）増加した。また、21年中の検挙件数及び検挙人員はいずれも前年より減少した。21年中の検挙率は89.7%と、前年より1.3ポイント低下した。

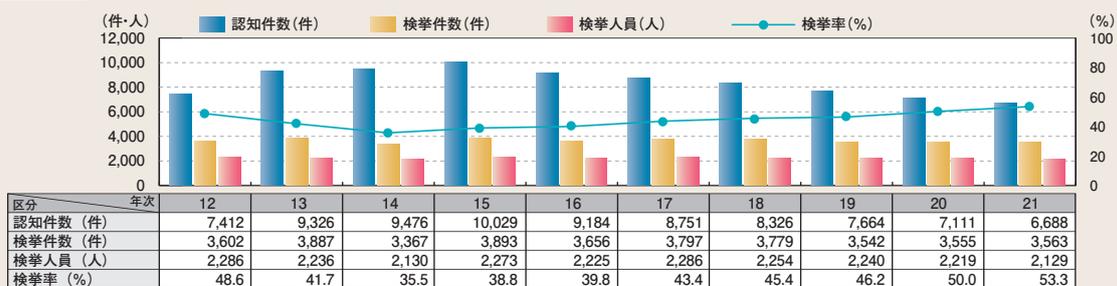
図 1-9 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



⑥ 強制わいせつ

強制わいせつの認知件数は、11年から15年にかけて増加していたが、16年から減少に転じ、21年中は6,688件と、前年より423件（5.9%）減少した。また、21年中の検挙件数は前年より増加し、検挙人員は前年より減少した。検挙率は15年以降上昇を続け、21年中は53.3%と、前年より3.3ポイント上昇した。

図 1-10 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



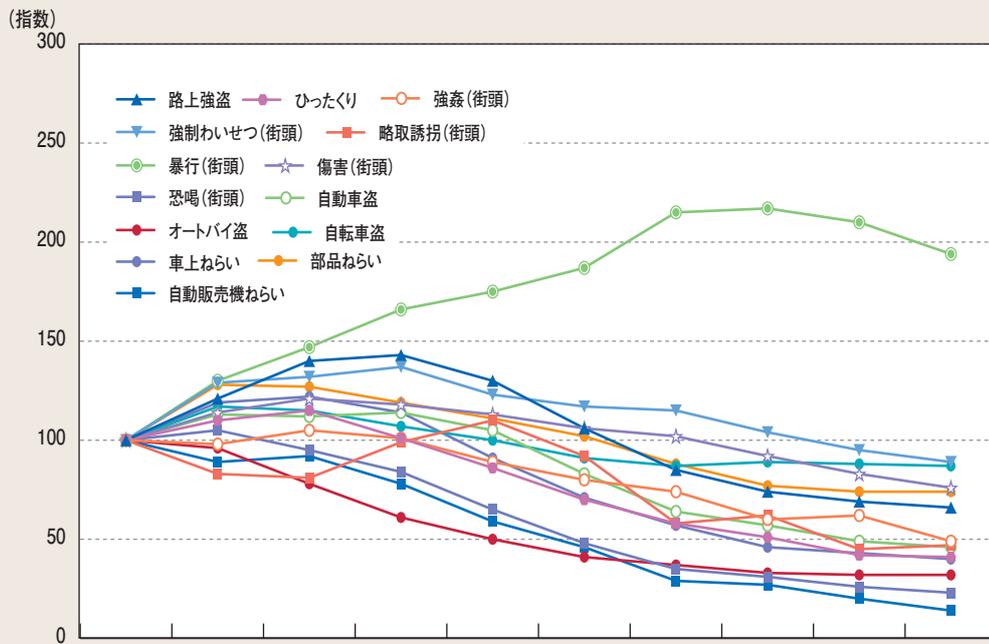
2 街頭犯罪・侵入犯罪

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成21年中の主な街頭犯罪の認知件数は80万1,192件、主な侵入犯罪の認知件数は17万4,243件と、それぞれ前年より3万218件(3.6%)、7,258件(4.0%)減少した。中でも、街頭における強姦、街頭における恐喝及び自動販売機ねらいの認知件数は、いずれも大幅に減少している。

しかし、減少したとはいえ、街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にある。

図 1-11 主な街頭犯罪の認知件数の推移(平成12～21年)

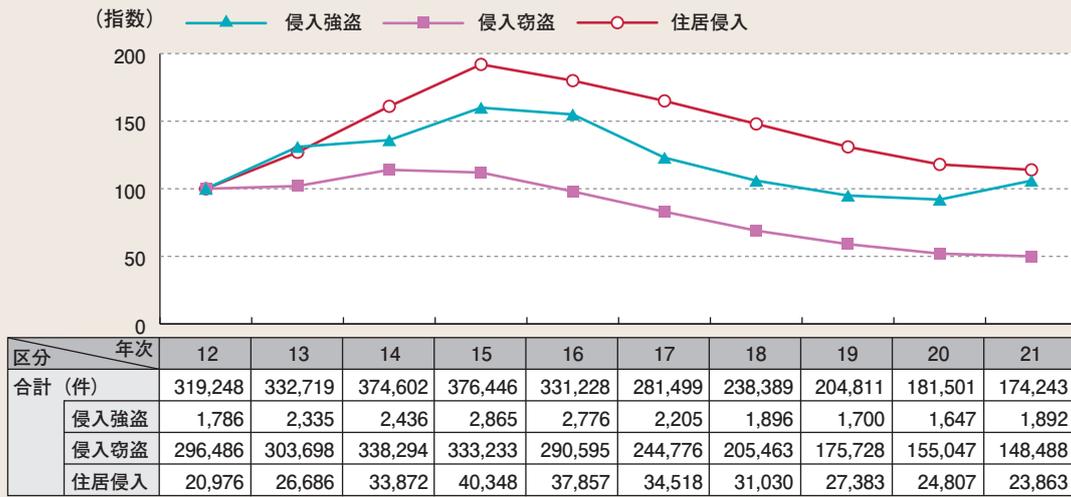


区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
合計(件)		1,502,108	1,664,309	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614	876,346	831,410	801,192
路上強盗		2,070	2,509	2,888	2,955	2,695	2,192	1,759	1,537	1,437	1,366
ひったくり		46,064	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017	26,828	23,687	19,145	19,036
強姦(街頭)		825	806	869	832	732	663	612	495	513	408
強制わいせつ(街頭)		4,475	5,786	5,915	6,145	5,510	5,254	5,131	4,640	4,261	3,994
略取誘拐(街頭)		216	179	175	213	237	199	126	134	97	102
暴行(街頭)		8,734	11,352	12,814	14,477	15,319	16,332	18,816	18,993	18,306	16,950
傷害(街頭)		16,965	19,400	20,465	20,098	19,218	17,961	17,373	15,665	14,118	12,964
恐喝(街頭)		13,230	13,856	12,514	11,089	8,534	6,346	4,690	4,042	3,466	3,055
自動車盗		56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790	27,515	25,815
オートバイ盗		253,433	242,517	198,642	154,979	126,717	104,155	93,294	83,028	80,354	82,116
自転車盗		445,301	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104	388,463	395,344	393,462	389,476
車上ねらい		362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594	205,744	168,129	154,836	143,863
部品ねらい		101,338	129,380	128,539	120,726	112,161	103,772	88,739	78,016	75,423	75,361
自動販売機ねらい		190,490	170,470	174,718	147,878	112,965	88,180	55,981	50,846	38,477	26,686

注1：指数は、平成12年を100とした。

注2：街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街、地下通路及び高速道路)をいう。

図 1-12 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成 12～21 年）



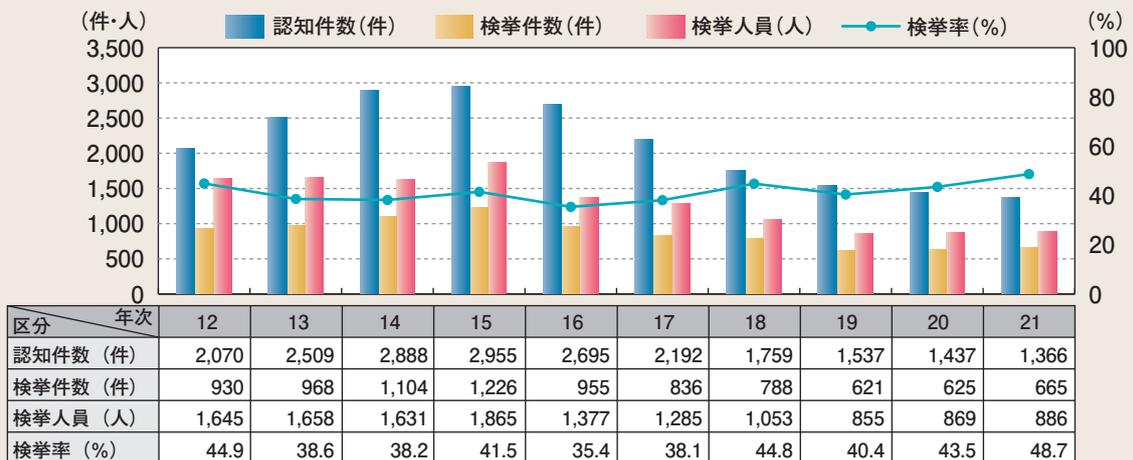
注：指数は、平成12年を100とした。

(2) 主な街頭犯罪の認知・検挙状況

① 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となったが、16年から減少に転じ、21年中は1,366件と、前年より71件(4.9%)減少した。また、16年以降減少していた検挙件数及び検挙人員は、20年から増加に転じ、21年中の検挙件数は665件、検挙人員は886人と、それぞれ前年より40件(6.4%)、17人(2.0%)増加した。検挙人員の48.6%は少年である。

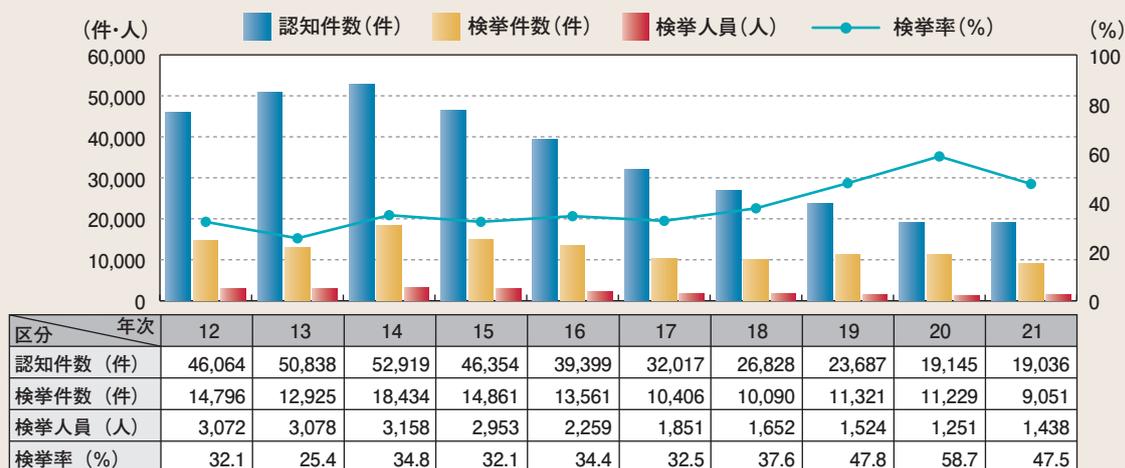
図 1-13 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成 12～21 年）



② ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、21年中は1万9,036件と、前年より109件(0.6%)減少した。21年中の検挙件数は9,051件と、前年より2,178件(19.4%)減少したが、検挙人員は1,438人と、前年より187人(14.9%)増加した。検挙人員の49.5%は少年である。

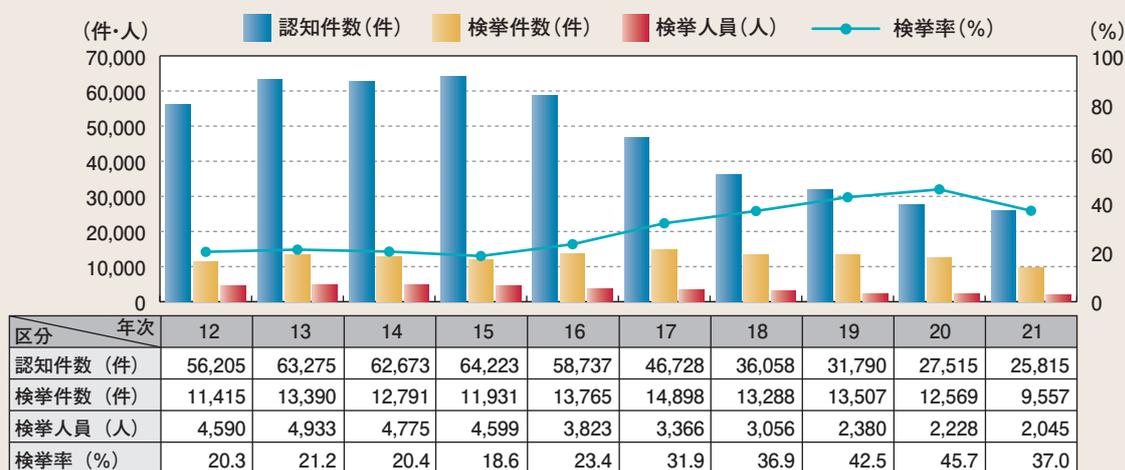
図1-14 ひったくりの認知・検挙状況の推移(平成12～21年)



③ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増した後、横ばいで推移していたが、16年から減少に転じ、21年中は2万5,815件と、前年より1,700件(6.2%)減少した。21年中の検挙件数は9,557件、検挙人員は2,045人と、それぞれ前年より3,012件(24.0%)、183人(8.2%)減少した。

図1-15 自動車盗の認知・検挙状況の推移(平成12～21年)



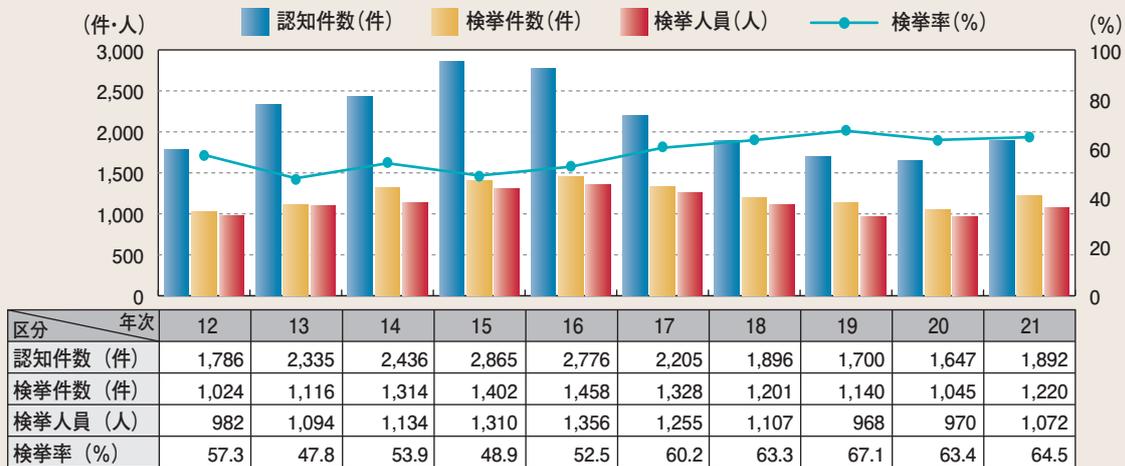
(3) 主な侵入犯罪の認知・検挙状況

① 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年から15年にかけて急増した後、16年から減少を続けていたが、21年中は1,892件と、前年より245件(14.9%)増加した。検挙件数は、17年から減少していたが、21年中の検挙件数は1,220件と、前年より175件(16.7%)増加した。また、検挙人員は、20年から増加に転じ、21年中の検挙人員は1,072人と、前年より102人(10.5%)増加した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の21年中の認知件数は376件と、前年より34件(8.3%)減少した。また、コンビニ強盗の認知件数は897件と、前年より286件(46.8%)増加した。

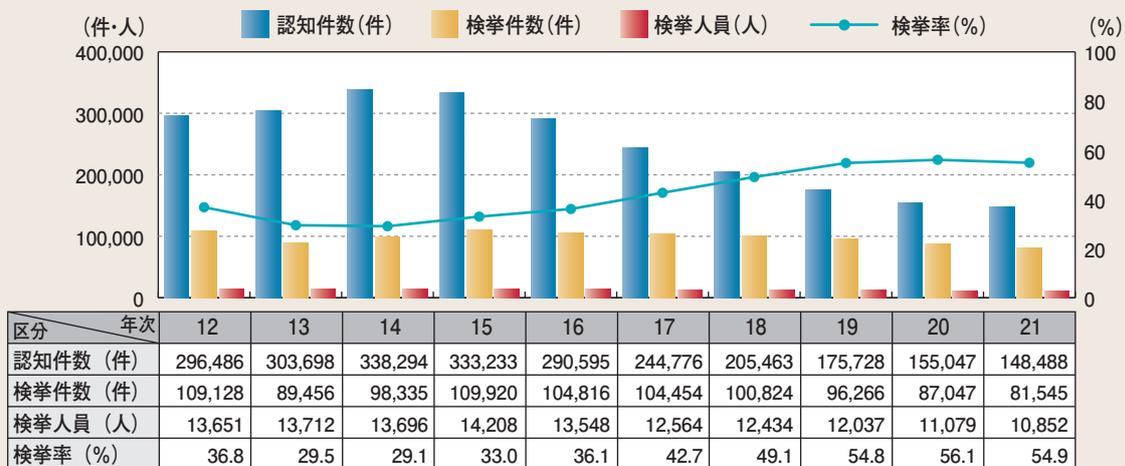
図1-16 侵入強盗の認知・検挙状況の推移(平成12～21年)



② 侵入窃盗

侵入窃盗の認知件数は、10年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、21年中は14万8,488件と、前年より6,559件(4.2%)減少した。検挙件数及び検挙人員は、16年以降減少しており、21年中の検挙件数は8万1,545件、検挙人員は1万852人と、それぞれ前年より5,502件(6.3%)、227人(2.0%)減少した。

図1-17 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成12～21年)



(4) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪・侵入犯罪は、平穩であるべき日常生活の場において行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

このため、警察では、15年1月から、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進しており、各都道府県警察において、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施するとともに、その効果の検証を行っている。

① 犯罪情報分析の実施と活用

警察では、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑止するため、都道府県警察が独自に構築した犯罪情報分析システムを活用するとともに、警察庁が構築した情報分析支援システム(83頁参照)との複合的な運用を図るなどして、犯罪発生実態を多角的に分析している。

分析結果については、街頭活動に活用しているほか、防犯情報としてウェブサイト等各種媒体を利用して地域住民に提供している。



防犯情報を提供するウェブサイト

② 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を推進している。

③ 秩序違反行為の指導取締りの強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪を含めた犯罪の発生を抑止する観点から、刃物や侵入器具の携帯、いわゆるピンクビラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為について、事案の内容に応じた指導、警告及び検挙を行っている。特に、繁華街、歓楽街、駅、空港ターミナル等においては、警察官によるパトロール等を強化し、刃物や侵入工具の携帯の取締り等、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止に資するための先制的な活動を強化している。

図 1-18 街頭活動の強化

- 交番・駐在所の地域警察官による街頭パトロールの強化
- 警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等を重点地区・時間帯に集中的に投入
- 各部門の警察官を集めた特別の捜査班、平素は執務室で勤務する警察官をも組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど体制を強化

表 1-2 秩序違反行為の検挙件数・検挙人員の推移(平成17~21年)

区分	17		18		19		20		21	
	件数(件)	人員(人)								
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	556	309	612	362	575	323	520	305	524	306
軽犯罪法	11,181	11,290	15,617	15,838	18,478	18,920	17,851	18,477	18,643	19,417
凶器携帯(第2号)	5,816	5,656	9,004	8,836	10,322	10,137	8,803	8,663	9,258	9,067
侵入具携帯(第3号)	237	193	324	263	286	239	240	209	220	187
窃視(第23号)	486	437	440	394	435	401	449	388	413	357
追隨等(第28号)	359	344	450	434	432	413	382	377	409	380
田畑等侵入(第32号)	1,077	1,284	1,584	1,893	3,391	3,771	4,527	5,019	5,036	5,653
はり札、標示物除去等(第33号)	2,160	2,212	2,447	2,483	2,005	2,115	1,530	1,627	1,129	1,181
銃刀剣類所持等取締法(第22条及び第22条の4)	4,449	3,347	4,923	3,795	4,981	4,020	5,141	4,195	5,669	4,677
迷惑防止条例	8,018	7,736	7,835	7,541	7,699	7,373	7,380	7,127	7,652	7,369

④ 乗物盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間17団体から成る自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームでは、「自動車盗難等防止行動計画」(14年1月策定、22年1月改定)に基づき、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。さらに、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両の盗難の実態や手口に関する情報を提供し、メインスイッチ部(キー部分)の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置を備えたオートバイの普及を促進している。



自動車盗難防止の広報ポスター

⑤ ひったくり対策

ひったくり事件の多発を受け、警察では、その発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行うほか、防犯協会等と協力して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止カバー等の普及を促進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標章でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの

⑥ 侵入犯罪対策

侵入犯罪を抑止するため、15年9月に施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具等の所持等の取締りを強化している(前頁表1-2参照)。また、警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めている。22年4月末現在で17種類3,988品目が目録に掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイト「住まいる防犯110番」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>)を開設し、総合的な侵入犯罪対策の広報を推進している。



住まいる防犯110番

⑦ 店舗対象の強盗対策

コンビニエンスストア等を対象とした強盗事件の多発に伴い、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗の構造等を定めた防犯基準を策定し、これに基づき各店舗に対する指導を行うとともに、警察官の巡回や機会をとらえた防犯訓練を実施している。また、金融機関を対象とした強盗事件の発生が依然高い水準にあることから、警察では、金融機関の防犯体制や店舗等の構造、防犯設備等に関して基準を定め、関係機関・団体に対し指導を行っている。



コンビニエンスストアにおける模擬強盗訓練

3 振り込め詐欺

(1) 振り込め詐欺の現状

振り込め詐欺とは、いわゆるオレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)及び還付金等詐欺^(注4)の総称であり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を利用し、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪（現金を脅し取る恐喝も含む。）である。

平成21年中の振り込め詐欺の認知件数は7,340件、被害総額は約96億円と、20年中の認知件数及び被害総額の約3分の1にまで減少した。

また、21年中の検挙件数は5,669件、検挙人員は955人と、過去最高となった。

図 1-19 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成17～21年）

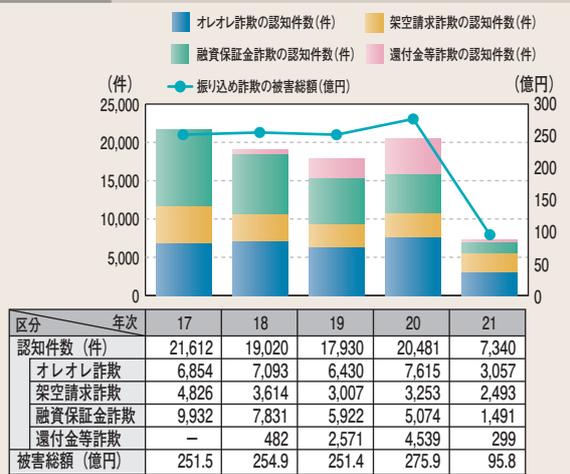


図 1-20 振り込め詐欺の検挙状況の推移（平成17～21年）



(2) 振り込め詐欺を撲滅するための取組み

警察庁では、平成20年6月、警察庁次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置し、組織を挙げた取締活動及び予防活動を推進している。また、同年7月、法務省と共同で、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を取りまとめた「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を策定・公表し、官民を挙げた取組みを推進している。

このような取組みにより、振り込め詐欺の被害は、21年には大幅に減少したものの、それでもなお年間100億円近い多額の被害が発生していることから、振り込め詐欺を撲滅するため、引き続き各種対策を推進している。

① 警察の総力を挙げた取締活動の推進

都道府県警察では、振り込め詐欺対策に専従する組織の設置や要員の確保、部門横断的な集中取締体制の構築等により、体制の強化を図っている。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進している。

注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 2：架空の事実を口実に品金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 3：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 4：社会保険事務所等を装い、医療費の還付等に必要の手続きを装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺（平成18年6月に初めて認知された。）

振り込め詐欺においては、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が利用されていることから、警察では、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、振り込め詐欺を助長する行為についても、関係法令を駆使して取締りに当たっている。

② 国民から寄せられた情報による先制的抑止措置の推進

警察では、110番通報のほか、警察相談専用電話（全国統一電話番号「#（シャープ）9110」）及び専用メールアドレス等、様々な窓口を設け、振り込め詐欺に関する相談や情報を幅広く受け付けている。また、国民から寄せられた情報を活用し、警察官による警告電話の実施、「だまされた振り作戦^{（注1）}」による犯人の検挙、事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求めや金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼による犯行ツールの無力化等を実施し、効果的な取締りや被害防止を推進している。

③ 官民一体となった予防活動の推進

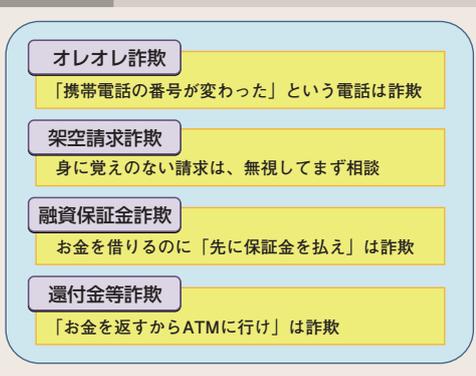
ア 広報啓発活動の推進

振り込め詐欺の被害を防止するためには、国民の犯罪に対する「抵抗力^{（注2）}」を高めていくことが重要である。このため、警察では、防犯教室や巡回連絡等の機会や、テレビ等マスコミを通じて、その手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に国民に対して提供している。また、振り込め詐欺の犯人は、被害者をだますための口実を社会情勢に応じて頻繁に変化させるため、生活安全相談等日々の警察活動から得られる情報を集約・分析し、最新の発生动向を踏まえた広報啓発活動を実施している。

イ 関係機関・団体等との連携

振り込め詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して送金されていることから、金融機関の職員等による利用者への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。このため、警察は、金融機関、コンビニエンスストア等に対し、振り込め詐欺が疑われる場合の利用者への声掛けや警察への通報を積極的に行うよう求めている。また、効率的に広報啓発を行うため、病院や福祉関係事業者等と連携し高齢者への注意喚起を行うなど、被害者層が日常的に接することの多い関係機関・団体等と連携した取組みを推進している。

図 1-21 振り込め詐欺被害防止のポイント



コラム ① ATM周辺における声掛けによる振り込め詐欺被害防止

警察では、ATM周辺における声掛けを一層推進するため、金融機関と連携して声掛けの共同訓練を実施したり、声掛けの着眼点等を示した資料を金融機関に提供したりしている。

21年中は、声掛けにより、認知件数の16.7%に当たる1,229件の振り込め詐欺被害を未然に防止している。



ATM周辺での取組み

注1：振り込め詐欺の電話等を受け、振り込め詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人が利用する携帯電話や預貯金口座等に関する情報を聞き出すことにより、契約者確認の求めや口座凍結依頼を活用して犯行ツールの無力化を図るほか、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、被害者宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙するものであり、国民の積極的かつ自発的な協力を基づく取組みである。

注2：国民の犯罪に対する認識度や被害に遭わないための注意力にとどまらず、国民自らが、被害防止に向けた取組みに積極的に参画するなどにより、犯罪を社会から排除していく力のこと

4 構造的な不正事案

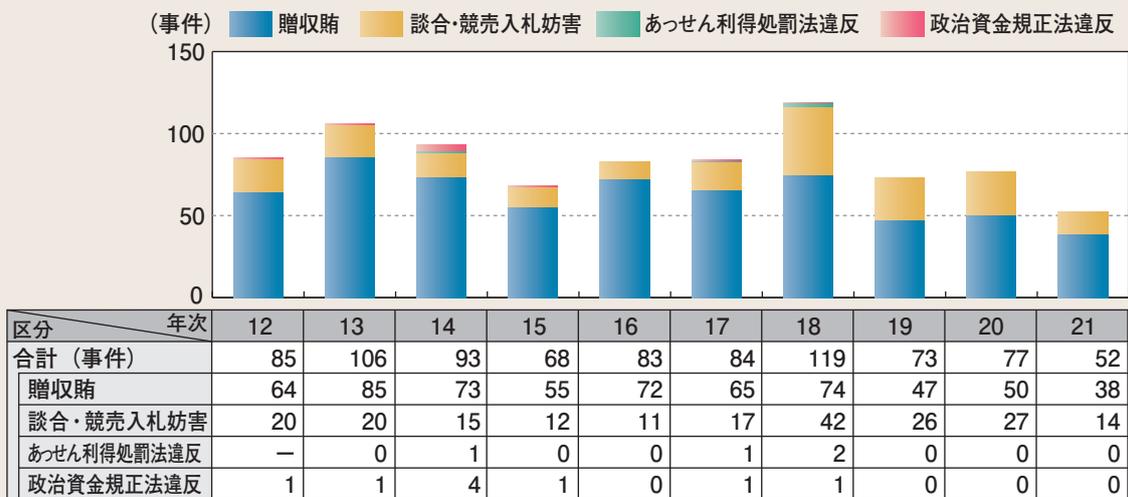
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

地方公共団体の長や議員による贈収賄事件、競売入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正が相次いで表面化している。

警察では、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日施行）における選挙期日後90日現在（21年11月28日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は295件、検挙人員は571人（うち逮捕者116人）と、前回の第44回衆議院議員総選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は37件（14.3%）増加し、検挙人員は8人（1.4%）減少した。

図1-22 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（平成12～21年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計である。

事例 ①

Case

元千葉市長（68）は、17年5月ころ及び同年11月ころの2回、土木建築業者から、同市が発注する土木工事の入札指名業者に同業者を選定するなど有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、現金合計200万円を收受した。21年4月、同市長を収賄罪で逮捕した（警視庁）。

事例 ②

Case

当選候補者の選挙運動に関する出納責任者（42）らは、第45回衆議院議員総選挙の際、同候補者を当選させるため、21年8月ころから同年9月ころにかけて、選挙運動者9人に対し、同候補者が立候補していた小選挙区及び比例代表選挙区内の選挙人に同候補者の氏名、顔写真が印刷された選挙運動用文書を配布するなどの選挙運動をしたことの報酬として、現金合計約70万円を供与した。同年9月、同出納責任者ら3人を公職選挙法違反（買収罪）で逮捕した（熊本）。

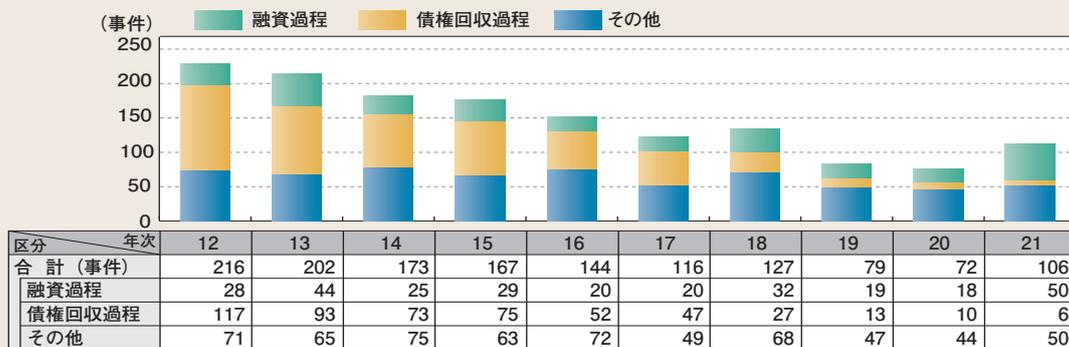
(2) 経済をめぐる不正事案

最近の悪化した経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯のほか、役職員らによる不正等企業の内部統制の不備に起因する事犯が後を絶たない状況にある。また、投資名目で多数の国民が被害に遭う大型詐欺事犯、生活保護や年金等の社会保障制度を悪用した事犯や国の補助金等の不正受給事犯も相次いで発生している。

そこで、警察では、金融・不良債権関連事犯、証券取引事犯、企業の経営等に係る違法事犯、その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。

このような犯罪の捜査では、犯罪の背景、動機、実行行為等を明らかにするため、関係する企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察では、公認会計士等の資格を有する者や民間企業での会計事務の経験者等を財務捜査官として採用しており、経済をめぐる不正事案に対し、その高度な技能を活用し、事案の解明を進めている。

図 1-23 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成12～21年）



事例 1

Case

不動産会社代表取締役（40）らは、大手都市銀行から運転資金借入名目で現金をだまし取ろうと企て、15年10月ごろから18年12月ごろにかけて、同銀行に対し、返済能力を有するように見せかけた内容虚偽の決算報告書等を提出するなどして信用させ、約5億5,000万円をだまし取った。21年9月までに、12人を詐欺罪等で逮捕した（警視庁）。

事例 2

Case

光学機器関連メーカーの持ち株会社役員（53）らは、同社の株券について、財産上の利益を得る目的で、その株価の高値形成を図ろうと企て、19年4月ごろ、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場において仮装売買を行うなどして、同株券の株価を吊り上げ、その上昇させた株価により約1,000万株を売り付けた。また、20年2月ごろ、同役員らは、同社の株価を上昇させた上で、発行予定の新株等を売却しようとして、増資が行われたとする虚偽の事実を公表した。22年1月までに、14人を証券取引法違反（相場操縦）、金融商品取引法違反（偽計）等で逮捕した（大阪）。

事例 3

Case

元総合病院理事長（51）らは、県社会保険診療報酬支払基金から診療報酬名目で現金をだまし取ろうと企て、17年1月ごろから19年5月ごろにかけて、入院中の生活保護受給者数名に心臓カテーテル手術を施したとする内容虚偽の診療報酬請求書等を作成して同基金に提出するなどして、県社会保険診療報酬請求書審査委員らを信用させて診療報酬の支払いを決定させ、約840万円をだまし取った。21年7月、3人を詐欺罪で逮捕した（奈良）。

5 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注)の推移は次のとおりであり、平成21年中は、前年より増加した。

図1-24 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成12～21年)



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものが発見されている。これは、高性能のコンピュータ、スキャナ、プリンタ等が一般に普及し、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。また、コンピュータ関連機器、自動販売機等の製造業者団体に情報を提供し、通貨偽造や偽造通貨行使を防ぐシステムの開発等の通貨偽造犯罪対策の強化を要請するなどしている。



通貨偽造・同行使事件で押収した偽造日本銀行券

事例

Case

韓国人の男(35)は、平成21年3月ごろから同年4月ごろにかけて、東京都内の自宅において、スキャナ機能付きのプリンタを使用して一万円券約50枚を偽造し、同月ごろ、東京都内の菓子販売店等で、物品の購入代金として手渡し、行使した。同月、偽造通貨行使罪で逮捕(同年8月、通貨偽造・同行使罪に訴因変更)した(警視庁)。

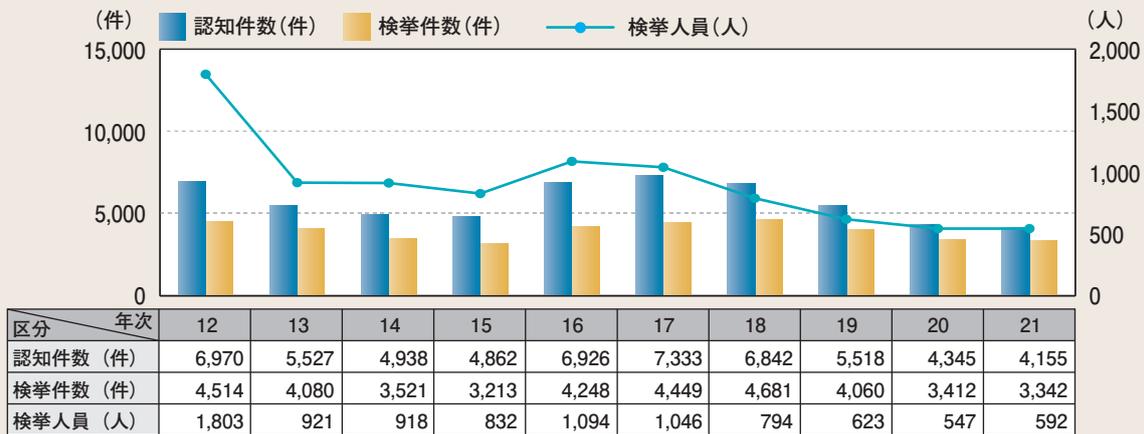
注：届出等により警察が押収した枚数

6 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

過去10年間のカード犯罪^(注)の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成21年中のカード犯罪の認知件数及び検挙件数は前年より減少したものの、検挙人員は前年より増加した。

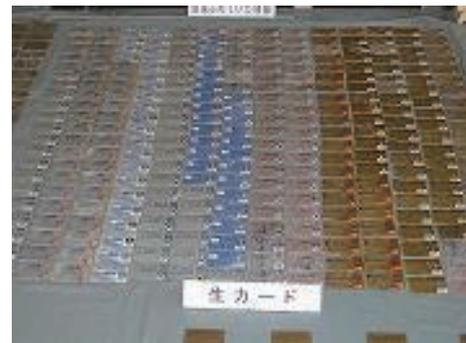
図1-25 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成12～21年）



(2) 特徴的傾向と対策

窃取・拾得し又は偽造したキャッシュカード等を使用して現金自動預払機（ATM）から現金を盗む事件や偽造したクレジットカードを使用して商品を不正に購入する詐欺事件がカード犯罪の大半を占める。その手口は巧妙化しており、企業から流出した顧客の個人情報に基づきキャッシュカードを偽造し、ATMから現金を引き出すものや、特殊な方法により他人名義のクレジットカード番号等を不正に入手し、インターネット上の通信販売で商品を購入するものなどがある。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合はカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。また、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」において、預貯金者が金融機関に対し、盗難されたキャッシュカード等により自分の口座から不正に払い出された額に相当する金額の補てんを求める際、捜査機関に対する届出が必要とされていることから、金融機関から警察に対して被害届の有無等についての照会があった場合には、被害届を受理しているかどうかを回答するなどして、円滑な被害の回復に協力している。



生カード（偽造カード作成用のプラスチック板）

注：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

7 ヤミ金融事犯、悪質商法等

(1) ヤミ金融事犯

平成21年中のヤミ金融事犯^(注1)の検挙状況は表1-3のとおりであり、このうち暴力団が関与する事件は約28.7%であった。

ヤミ金融事犯は、他人名義の携帯電話や預貯金口座を利用するなど手口が悪質・巧妙化しているため、各都道府県警察に設置している集中取締本部による継続した取締りのほか、被害防止のために、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に基づく契約者確認の求めや口座凍結依頼等の諸対策を推進している。



広報啓発用リーフレット
(企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会)

表1-3 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移(平成17～21年)

区分	年次	17	18	19	20	21
検挙事件数(事件)		339	323	484	437	442
検挙人員(人)		706	710	995	860	815

注：同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計である。

事例 Case

無登録貸金業者(31)らは、20年4月ごろから21年1月ごろにかけて、いわゆる名簿屋から購入した多重債務者名簿を基に、全国にダイレクトメールを発送するなどして融資を勧誘し、約300人に対し、法定金利の約110倍から約750倍の利息で金銭を貸し付け、約3億5,000万円の利息等を他人名義の預金口座に振り込ませ、受領するなどした。21年3月までに、9人を出資法違反(超高金利)等で逮捕した(岩手)。

(2) 悪質商法

① 特定商取引等に係る事犯

平成21年中の特定商取引等に係る事犯^(注2)の検挙状況は表1-4のとおりであり、高齢者をねらった、家屋の土台や配管等の点検を口実に不要なリフォーム工事等を高額で行う点検商法や、勝手に家に上がり込み長時間居座るなどして高額な布団等を売り付ける押し付け商法の検挙が目立った。

表1-4 特定商取引等事犯の検挙状況の推移(平成17～21年)

区分	年次	17	18	19	20	21
検挙事件数(事件)		124	138	112	142	152
検挙人員(人)		330	385	299	279	371

事例 Case

住宅リフォーム会社役員(33)らは、18年9月ごろから20年2月ごろにかけて、住宅の無料点検を装って主に高齢者宅を訪問し、「床下が湿っていて、柱が腐っているので地震がきたら家が倒れる」などと告げ、不要な耐震補強工事を施工するなどして、約570人から約3億4,000万円をだまし取った。21年9月までに、17人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的な犯罪処罰法」という。)違反(組織的な詐欺)等で検挙した(栃木)。



悪質業者が施工した不要な耐震補強工事

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯

2：訪問販売等を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等の刑法犯

② 資産形成事犯

21年中の資産形成事犯^(注1)の検挙状況は表1-5のとおりであり、国内外の事業への投資を装って金銭の出資を募る預かり金事犯及び金融商品取引事犯の検挙が大半を占めた。



広報啓発用リーフレット
(企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会)

表1-5 資産形成事犯の検挙状況の推移(平成17～21年)

区分	年次	17	18	19	20	21
検挙事件数(事件)		9	17	12	22	29
検挙人員(人)		41	73	86	117	125

事例 ①

Case

健康機器販売会社役員(75)らは、12年7月ころから19年10月ころにかけて、「当社にお金を1年間預ければ、3か月ごとに9%の利息を支払い、満期には元金を返還します」などと告げて、約4万人から約1,285億円をだまし取った。21年2月、同役員ら22人を組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)で逮捕した(警視庁、宮城、福島)。

事例 ②

Case

投資会社役員(55)らは、16年10月ころから20年11月ころにかけて、「経済成長率の高い海外の未公開株に投資すれば、3年後には出資額の3倍から4倍の金が現金で戻ってくる」などと告げて、約1万人から約218億2,000万円をだまし取った。21年9月までに、同役員ら6人を詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の隠匿)等で検挙した(千葉、静岡)。

コラム ② 悪質商法(特定商取引等事犯・資産形成事犯)被害に関するアンケート結果

検挙された特定商取引等事犯・資産形成事犯の被害者各100人にアンケート調査を実施した結果、判明した被害状況等は、次のとおりである。

- 特定商取引等事犯
 - ・ 被害者は、一戸建ての居住者が約90%、旧来住宅地^(注2)の居住者が約80%を占めた。
 - ・ 契約事実を家族等に相談しなかった被害者が約70%を占めた。
 - ・ 「最初の段階で断っていれば被害に遭わなかった」との回答が約60%を占めた。
- 資産形成事犯
 - ・ 被害の発端については、「知人から誘いを受けた」との回答が約60%を占めた。
 - ・ 投資に当たっては、家族に相談しなかったケースが約60%を占めた。
 - ・ 投資した理由については、「勧誘員の話信じ込んだ」との回答が約70%を占めた。
 - ・ 「事前に業者の手口を知っていれば被害に遭わなかった」との回答が約60%を占めた。

(3) その他の経済事犯

平成21年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は21事件、検挙人員は33人で、検挙した事件の主な適用法令は、宅地建物取引業法、建築基準法であった。

注1：利殖を目的とした資産運用の各種取引に係る出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：アンケート上の選択肢は、繁華街・旧来住宅地・新興住宅地・農村地帯の4つ

8 食の安全に係る事犯、環境事犯等

(1) 食の安全に係る事犯

食の安全に係る事犯^(注)は近年増加しており、平成21年中の検挙事件数は66事件、検挙人員は132人となった。中でも、食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数は34事件、検挙人員は107人と大幅に増加しており、統計を取り始めた14年以降で最多となった。

偽装手口は悪質・巧妙化が進んでおり、食品の転売による用途の偽装や食品の買戻しによる原産地の偽装等の手口もみられる。

図1-26 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移(平成17~21年)

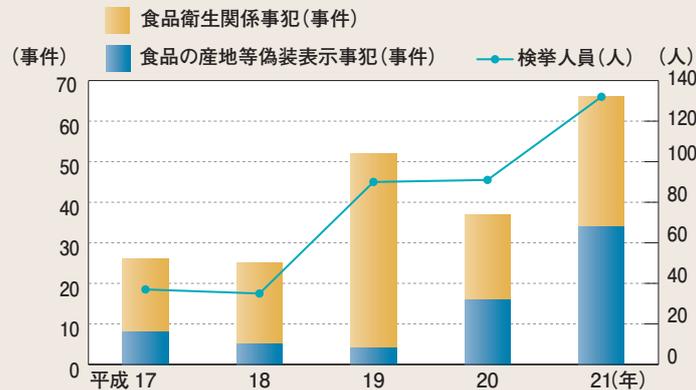


表1-6 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移(平成17~21年)

区分	年次	17	18	19	20	21
検挙事件数(事件)		26	25	52	37	66
食品衛生関係事犯		18	20	48	21	32
食品の産地等偽装表示事犯		8	5	4	16	34
検挙人員(人)		37	35	90	91	132
食品衛生関係事犯		21	23	69	34	25
食品の産地等偽装表示事犯		16	12	21	57	107
検挙法人(法人)		7	4	5	24	37
食品衛生関係事犯		1	1	3	5	6
食品の産地等偽装表示事犯		6	3	2	19	31

事例 Case

穀粉米粉製造加工販売会社社長(73)らは、19年12月ころから20年8月ころにかけて、食用として販売できない事故米であるにもかかわらず、納品書に「特定米穀白米」等と記載してあたかも食用米であるかのように表示して、事故米約1,000トンを酒造会社等7社に販売した。21年2月から同年3月にかけて、3法人、13人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)で検挙した(大阪、福岡、熊本)。



押収した事故米

注：食品衛生関係事犯(食品衛生法違反)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)

(2) 環境事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯等に重点を置き、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進するほか、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

また、国内に生息する野生鳥獣の違法捕獲等に係る事犯、希少野生動植物種の密輸入や国内での違法取引等に係る事犯、動植物及び生態系の保護等に係る事犯等の取締りを行っている。

表 1-7 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成 17～21 年）

区分	年次	17	18	19	20	21
検挙事件数(事件)		4,123	5,301	6,107	6,124	6,128
検挙人員(人)		5,728	6,852	7,797	7,602	7,599
検挙法人(法人)		527	423	549	481	554

表 1-8 鳥獣の違法捕獲等に係る事犯の検挙状況の推移（平成 17～21 年）

区分	年次		17		18		19		20		21	
	事件数・人員	事件数(事件)	人員(人)									
鳥獣保護関係事犯		304	362	395	484	579	613	593	607	592	606	
動物愛護関係事犯		181	199	226	266	247	266	277	291	247	259	

注1：鳥獣保護関係事犯とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反に係る事犯をいう。

注2：動物愛護関係事犯とは、動物の愛護及び管理に関する法律違反、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反等に係る事犯をいう。

事例

Case

無許可産業廃棄物処分業者（44）らは、平成 20 年 9 月から 21 年 3 月にかけて、東京都内の区画整理事業により排出された産業廃棄物を土砂と混ぜる偽装工作等をした上、無許可産業廃棄物処分場等計 3 か所に約 120m²を埋め立て、不法投棄した。21 年 6 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（無許可処分業、不法投棄等）で 3 法人、10 人を検挙した（警視庁）。

(3) 保健衛生事犯

警察では、国民の健康志向等につけ込み、医学的根拠が明らかでない効能をうたい、又は虚偽の体験談を用いてあたかも特定の疾病や部位に効くような宣伝をして健康食品を高額で販売するほか、医薬品を混ぜた食品を無許可で製造・販売するなどの薬事法違反、無資格で医療行為を行う医師法違反等の事犯の取締りを行っている。

表 1-9 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成 17～21 年）

区分	年次		17		18		19		20		21	
	事件数・人員	事件数(件)	人員(人)									
総数		261	439	268	413	384	568	362	458	353	420	
薬事関係事犯		65	179	64	134	91	192	100	163	105	144	
医事関係事犯		46	105	44	97	48	105	50	84	34	66	
公衆衛生関係事犯		150	155	160	182	245	271	212	211	214	210	

注1：薬事関係事犯とは、薬事法違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。

注2：医事関係事犯とは、医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。

注3：公衆衛生関係事犯とは、食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。

(4) 諸法令違反

平成 21 年中は、水産資源の違法捕獲等に係る事犯、無線局の不法開設に係る事犯等が発生した。

表 1-10 主な諸法令違反の検挙状況の推移（平成 17～21 年）

区分	年次		17		18		19		20		21	
	事件数・人員	事件数(件)	人員(人)									
密漁事犯		658	850	798	996	718	935	634	836	616	807	
通信関係事犯		1,410	1,415	2,056	2,104	1,680	1,691	1,099	1,107	859	860	
その他		1,036	1,373	1,420	1,808	1,246	1,576	1,501	1,772	1,466	1,673	
計		3,104	3,638	4,274	4,908	3,644	4,202	3,234	3,715	2,941	3,340	

注1：密漁事犯とは、海産物等の密漁に係る漁業法違反、水産資源保護法（漁業調整規則を含む。）違反等に係る事犯をいう。

注2：通信関係事犯とは、電波法違反等に係る事犯をいう。

9 サイバー犯罪

インターネットその他の高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能している。その一方で、サイバー犯罪^(注1)は年々増加しており、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にある。

(1) サイバー犯罪の情勢

① サイバー犯罪の検挙状況

サイバー犯罪の検挙件数は増加の一途をたどっており、平成21年中は6,690件と、前年より369件(5.8%)増加し、過去最多となった。

表1-11 サイバー犯罪の検挙件数の内訳(平成17～21年)

区分	年次	17	18	19	20	21	前年比増減	
合計(件)		3,161	4,425	5,473	6,321	6,690	369	5.8%
不正アクセス禁止法違反		277	703	1,442	1,740	2,534	794	45.6%
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		73	129	113	247	195	△ 52	△ 21.1%
電子計算機使用詐欺		49	63	74	220	169	△ 51	△ 23.2%
電磁的記録不正作出・毀棄等		17	56	34	20	22	2	10.0%
電子計算機損壊等業務妨害		7	10	5	7	4	△ 3	△ 42.9%
ネットワーク利用犯罪		2,811	3,593	3,918	4,334	3,961	△ 373	△ 8.6%
詐欺		1,408	1,597	1,512	1,508	1,280	△ 228	△ 15.1%
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)		320	463	551	507	416	△ 91	△ 17.9%
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)		136	251	192	254	507	253	99.6%
青少年保護育成条例違反		174	196	230	437	326	△ 111	△ 25.4%
出会い系サイト規制法違反		18	47	122	367	349	△ 18	△ 4.9%
商標法違反		109	218	191	192	126	△ 66	△ 34.4%
わいせつ物頒布等		125	192	203	177	140	△ 37	△ 20.9%
著作権法違反		128	138	165	144	188	44	30.6%
その他		393	491	752	748	629	△ 119	△ 15.9%

ア 不正アクセス禁止法違反

21年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)違反の検挙件数は2,534件と、前年より794件(45.6%)増加し、過去最多を記録した。不正アクセスの動機としては、「不正にお金を得るため」が全体の88.6%を占め、犯罪によって収益を得る手段として不正アクセス行為が急増している状況にある。

イ ネットワーク利用犯罪

21年中のネットワーク利用犯罪^(注2)の検挙件数は3,961件と、前年より373件(8.6%)減少した。特徴として、詐欺の検挙件数が1,280件と、ネットワーク利用犯罪の検挙件数の32.3%を占めており、詐欺の検挙件数の40.8%がインターネット・オークションを利用したものであった。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)違反、児童福祉法違反及びいわゆる青少年保護育成条例違反の検挙件数は1,327件と、前年より57件(4.5%)増加し、児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の性犯罪等の被害も依然として深刻な状況である。

図1-27 不正アクセス禁止法違反の検挙件数の推移(平成17～21年)



注1：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

2：その実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

② 出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

21年中のいわゆる出会い系サイト^(注1)に関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,203件であり、これらの事件の被害者548人のうち、児童は453人(82.7%)であった。このうちインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)違反(禁止誘引行為)の検挙件数は348件(前年比19件減)であり、うち児童によるものは222件(前年比103件増)であった。また、21年中の出会い系サイト以外のサイトに関係した事件^(注2)として警察庁に報告のあった件数は1,347件であり、被害児童数は1,136人と、出会い系サイトに係る被害児童数の2.5倍であった。

③ サイバー犯罪等に関する相談の受理状況

21年中の都道府県警察におけるサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は表1-12のとおりであり、前年より2.1%増加した。特に、詐欺・悪質商法に関する相談が前年より6.7%増加した。

また、インターネット上での困りごと相談を受け付け、その対応策等を回答するウェブサイト「インターネット安全・安心相談」(<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)への21年中のアクセス件数は15万5,867件であった。

図1-28 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数の推移(平成17~21年)

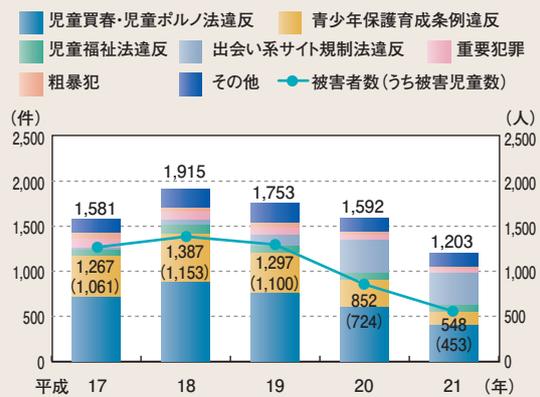


表1-12 サイバー犯罪等に関する相談の内訳の推移(平成17~21年)

区分	年次					前年比増減	
	17	18	19	20	21		
合計(件)	84,173	61,467	73,193	81,994	83,739	1,745	2.1%
詐欺・悪質商法	41,480	21,020	32,824	37,794	40,315	2,521	6.7%
インターネット・オークション	17,451	14,905	12,707	8,990	7,859	△ 1,131	△ 12.6%
名誉毀損・誹謗中傷	5,782	8,037	8,871	11,516	11,557	41	0.4%
迷惑メール	3,975	2,930	4,645	6,038	6,538	500	8.3%
違法情報・有害情報	5,317	4,335	3,497	4,039	3,785	△ 254	△ 6.3%
不正アクセス・ウイルス	3,965	3,323	3,005	4,522	4,183	△ 339	△ 7.5%
その他	6,203	6,917	7,644	9,095	9,502	407	4.5%

(2) サイバー犯罪の取締りの推進

① 法令の整備

ア 不正アクセス禁止法

他人の識別符号を不正に入力し、高度情報通信ネットワークを通じてコンピュータにアクセスする行為を禁止するとともに、当該行為の被害を受けたアクセス管理者からの申出により、都道府県公安委員会が再発防止のために必要な資料の提供、助言、指導等を行うことなどについて規定している。

注1：面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

注2：出会い系サイト以外のサイトの利用に起因した事件のうち、児童買春・児童ポルノ法違反事件、児童福祉法違反事件、青少年保護育成条例違反事件及び重要犯罪のうち児童被害に係る事件

イ 古物営業法

インターネット・オークションを営もうとする者に対する届出義務、盗品その他犯罪によって領得された物の疑いがある場合の申告義務、出品者の確認並びに取引記録の作成及び保存に関する努力義務、競りの中止命令等について規定している。

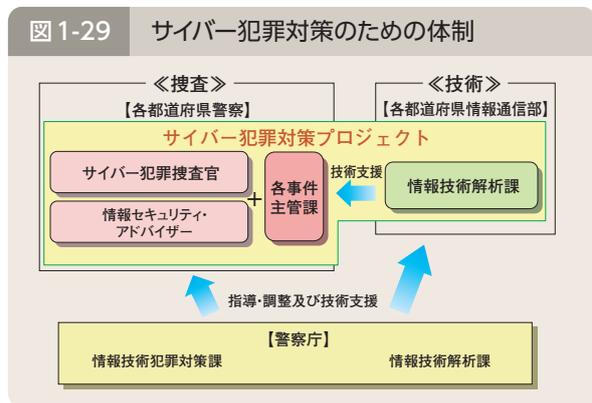
ウ 出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用して、児童を性交等の相手方となるように誘引することや対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引することなど（以下「禁止誘引行為」という。）を禁止するとともに、事業者に対しては、都道府県公安委員会への届出、利用者が児童でないことの確認、禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の公衆閲覧防止措置を義務付けることなどについて規定している。平成22年4月1日現在、993件2,624サイトの届出がなされている。

② 体制の強化

複数の都道府県にまたがって敢行されるサイバー犯罪については、関係都道府県警察が捜査の重複を防ぎつつ、連携して対処する必要がある。このため、警察庁では、16年に情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っているほか、捜査員の能力向上のための研修、産業界や外国関係機関等との連携、広報啓発活動等を推進している。

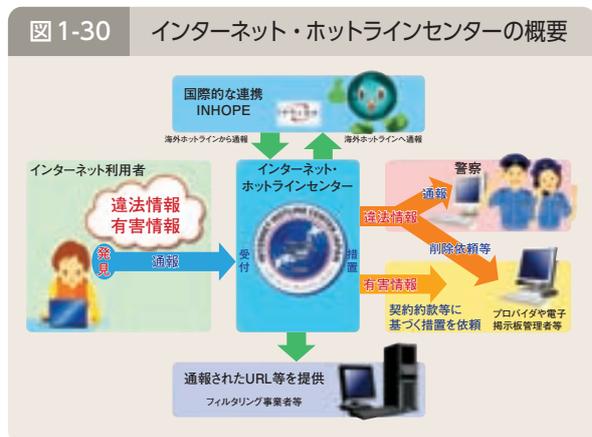
都道府県警察及び都道府県情報通信部では、サイバー犯罪対策を効率的に進めるため、関係部門が連携の上、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により構成されるサイバー犯罪対策プロジェクトを設置している。また、サイバー犯罪捜査に必要な専門的技術・知識を有する捜査員を育成するとともに、民間企業でシステムエンジニアとして勤務していた者をサイバー犯罪捜査官として採用するなど、体制強化に努めている。



(3) インターネット上の違法情報・有害情報対策

① 違法情報・有害情報の削除に向けた取組み

警察庁では、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報（注）に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（<http://www.internethotline.jp/>）の運用を平成18年6月に開始した。同センターでは、21年中に13万586件の通報を受理しており、このうち国内のウェブサーバに蔵置されたものについては、サイト管理者等に対して1万8,467件の違法情報・有害情報の削除依頼を行い、このうち1万6,064件（87.0%）が削除された（外国のウェブサーバに蔵置されたものに係る対応については、16頁参照）。



注：違法情報とは、児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報をいう。有害情報とは、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいう。

② 違法情報・有害情報の把握及び取締り

警察では、サイバーパトロール^(注1)、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により、インターネット上の違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、違法情報については、書き込みを行っている者の検挙だけでなく、これを放置している悪質なサイトの管理者等の取締りを推進している。

(4) サイバー犯罪等の防止に向けた取組み

① 広報啓発活動

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会^(注2)等が主催する研修会、学校関係者等からの依頼による講演会、地域の各種セミナー、情報通信技術関連イベント等の機会を活用して、情報セキュリティ・アドバイザー等が講演等を行うほか、警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/cyber/>)、広報啓発用パンフレット及び情報セキュリティ対策DVD^(注3)により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。



警察庁ウェブサイト



情報セキュリティ対策DVD

② 民間企業等との連携

警察庁では、平成13年度から、総合セキュリティ対策会議^(注4)を開催しており、21年度においては、「インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策」をテーマに議論を行い、22年3月、インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止の在り方等について報告書に取りまとめた。同報告書を受け、事業者等の関係者と連携の上、インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止を図っていくこととしている。

③ 自殺予告事案等への対応

近年、インターネット上で自殺を予告する事案や自殺の呼び掛けを通じて知り合った者同士が自殺する事案が多発している。都道府県警察は、インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン^(注5)に基づき、プロバイダ等から自殺を予告する者等に関する情報の開示を受け、インターネット上での自殺予告事案に対応している。21年中は、223件の事案に対応し、78人の自殺を行うおそれのあった者について説諭等の措置をとり、自殺を防止した。

注1：ウェブサイトや電子掲示板等の閲覧による違法情報・有害情報の有無の調査

2：都道府県警察では、関係機関、プロバイダ、消費者団体等で構成されるプロバイダ連絡協議会等を設置し、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を行っている。

3：ケーブルテレビでの放映、特定非営利活動法人POLICEチャンネルのウェブサイト (<http://www.police-ch.jp/>) への掲載、警察署や図書館での貸出し等も行われている。

4：有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成し、情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方について検討している。

5：平成17年10月に、業界団体が、警察庁及び総務省と連携し策定

第2節

犯罪の検挙と抑止のための の基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組み

捜査においては、取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視していく必要があり、これらの捜査手法、取調べ等の課題について、国家公安委員会委員長が主催し、大学教授、弁護士等の部外有識者から成る「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等において、抜本的な調査・研究を行っている。

コラム ③ 捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」においては、治安水準の維持という観点も踏まえ、我が国の捜査における取調べの果たす機能、取調べの高度化と可視化、今後導入すべき捜査手法等について、幅広く検討を行っている。

また、同研究会における検討に資するため、警察庁職員を海外に派遣するなどして、諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究を行っている。

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第1回会議（日刊警察新聞社）



(2) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力を生かした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図 1-31 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等



(3) 法務省との情報の共有

警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者、凶悪重大犯罪等の出所者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。警察では、子ども対象・暴力的性犯罪について、平成17年6月の運用開始から21年末までに700人分、凶悪重大犯罪等について、17年9月の運用開始から21年末までに約12万人分の出所情報の提供を法務省から受けている。

図 1-32 警察庁と法務省における情報の共有と連携



(4) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を図ることを目的として、捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を導入し、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で対象となる事件等について広報している。

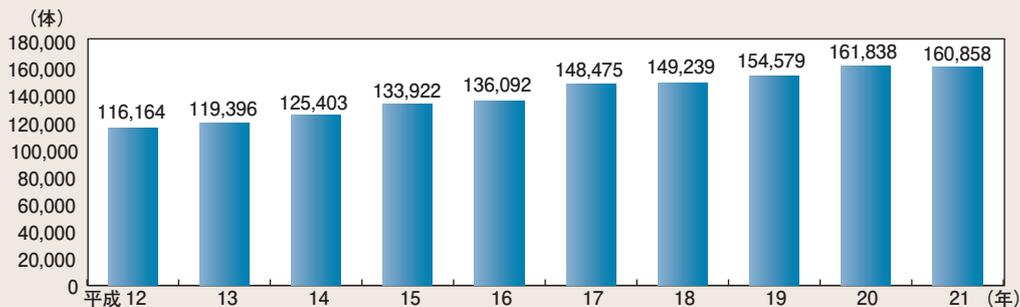


警察庁ウェブサイト

(5) 検視体制の強化

平成21年中に警察が取り扱った死体数は約16万6千858体であり、過去10年間で約1.4倍に増加している。

図 1-33 死体取扱数の推移（平成12～21年）



警察においては、死体取扱数の急増に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、刑事調査官^(注)及びその補助者の増員、検視業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。

コラム ④ 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査・研究

我が国の死因究明制度は、現状では、国際的に見て必ずしも十分なものとは言い難く、まれにではあるが、犯罪死を見逃したケースも見受けられることから、警察庁では、法医学者、刑事法学者等の有識者から成る研究会を設置し、在るべき死因究明制度について検討を行っている。

また、同研究会における検討に資するため、警察庁職員を海外に派遣するなどして、フィンランド等諸外国の死因究明制度について調査・研究を行っている。



第1回研究会の状況（毎日新聞社）

注：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警視又は警部の階級にある警察官で、警察大学校における法医学専門研究科を修了したのから任用される検視の専門家であり、全国で221人（平成22年4月1日現在）配置されている。

2 ち密かつ適正な捜査の徹底と司法制度改革への対応

(1) ち密かつ適正な捜査の徹底

① 取調べの適正化

国家公安委員会では、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。この決定を受け、警察庁では、20年1月、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」(以下「適正化指針」という。)を取りまとめた。警察では、これに基づく各種施策を推進している。

ア 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月1日、適正化指針に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則が施行され、被疑者取調べの監督が開始された。また、同日から、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制整備を行い、適切な制度運用を図っている。

被疑者取調べ監督制度は、都道府県警察において、犯罪捜査に従事しない総務又は警務部門の警察官の中から指名された取調べ監督官等が、取調べ室の外部からの視認、取調べ状況報告書の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況を確認するものであり、取調べに係る不適正行為を防止する上で効果を上げている。

イ 施設整備及び教育訓練の実施

取調べ状況の把握を容易にするため、取調べ室の設置基準を明確化し、透視鏡を設置したり、机を床面に固定したりするなどの施設整備を推進している。

また、警察庁では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る一環として、「取調べ専科」を新設し、21年10月、取調べに特化した教育訓練を警察大学校において実施した。本専科は、適正化指針に基づき、警視庁及び道府県警察本部において刑事指導業務を担当する警部等を対象として、一連の施策を着実に推進するために実施されたものであり、主な講師として、部内講師のほか、裁判官、検察官、弁護士、大学教授等の部外講師を積極的に招へいし、取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等が図られた。

② 足利事件における警察捜査の問題点等の検証

2年5月に栃木県足利市内において発生した幼女誘拐殺人死体遺棄事件(以下「足利事件」という。)について、21年6月、無期懲役の刑に服していた男性の刑の執行が停止され、同男性は釈放された。22年3月、再審公判において同男性に無罪判決が言い渡された。

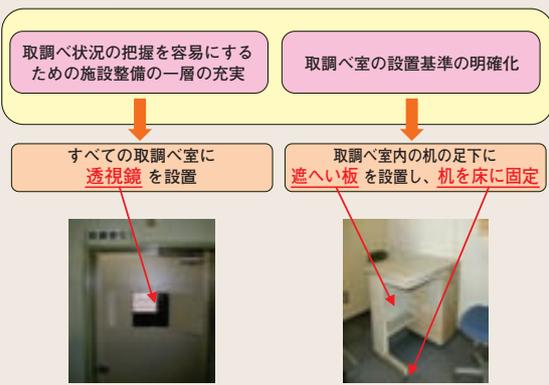
足利事件において、警察の捜査によって犯人ではない同男性を逮捕し、虚偽自白に追い込み、同男性が17年半もの長きにわたり受刑者等の立場に置かれ苦しまれたことは、あってはならない事態であり、極めて遺憾である。

警察庁においては、21年6月、検討チームを設置し、栃木県警察等と連携の上、捜査記録、公判



取調べ室の外部からの視認状況

図 1-34 適正な取調べを担保するための施設整備



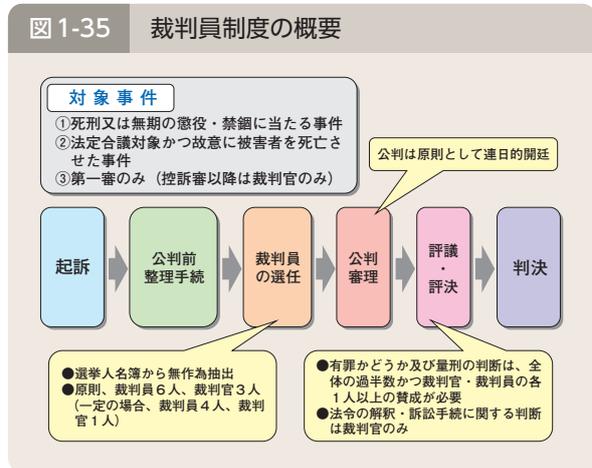
記録等の精査、当時の捜査関係者からの聴取、有識者からの意見聴取を行うなどして、当時の捜査上の問題点等について検討を行った。その結果、DNA型鑑定結果の過大評価、取調べにおける迎合の可能性に対する留意の欠如、捜査主任官の機能の欠如、自白の信用性の吟味の不徹底、鑑定に際して得られたデータ等の保管の不徹底といった問題点等が認められたことから、これらを踏まえ、22年4月、「足利事件における警察捜査の問題点等について」を取りまとめ、虚偽自白を生まない取調べの徹底、捜査指揮における供述のチェック機能の強化、より客観的証拠に依拠した捜査力の向上、鑑定記録・鑑定資料の適切な取扱いの徹底等のための各種施策を推進することにより、同種事案の絶無を期すこととしている。

(2) 司法制度改革への対応

① 裁判員制度への対応

平成21年5月、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が全面施行され、裁判員制度が開始された。同制度では、一定の重大な事件の刑事裁判において、一般国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にいかなる刑にするかの公判審理と評決を行う。

警察では、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行を裏付ける客観的証拠の収集の徹底、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正性の一層の確保等に努めている。



コラム ⑤ 取調べの録音・録画の試行

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは、すべての都道府県警察に拡大して試行を実施している。取調べの録音・録画の試行は、21年12月末現在、352件実施されている。

② 被疑者に対する国選弁護人制度

被疑者に対する国選弁護人制度は、被疑者の段階から弁護人の援助を受ける権利を担保するとともに、弁護人による早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図るもので、平成18年10月2日から実施されている。

被疑者に対する国選弁護人制度の対象となる事件^(注)の捜査を行うに当たっては、対象事件の被疑者に対する制度教示の徹底、裁判官及び弁護士会との取次業務を行う留置部門との連携について留意している。

注：本制度の対象となる事件については、制度開始当初は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件とされていたが、21年5月21日から、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大されている。

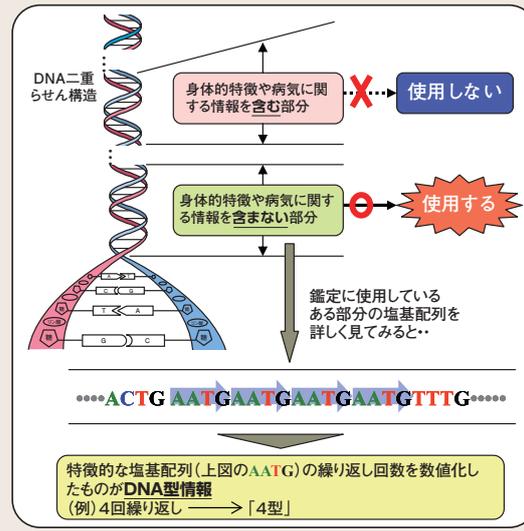
3 科学技術の活用

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、DNA（デオキシリボ核酸）の個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別する鑑定法である（注1）。現在、警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法（注2）と呼ばれるもので、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合で、約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

DNA型鑑定を実施する事件数は年々増加し、殺人事件等の凶悪事件だけでなく、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも多大な効果を上げている。警察では、被疑者の身体から採取した資料のDNA型の記録と被疑者が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録をデータベースに登録し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

図 1-36 DNA型鑑定（STR型検査法）に使用する部分



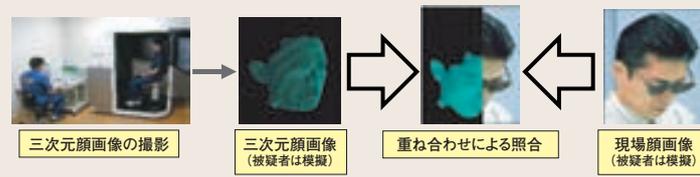
(2) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、両者が同一人物であるかどうかを識別するものである。一般に、防犯カメラで被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、被疑者写真等と比較するだけでは個人識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、個人識別を行うことが可能である。防犯カメラの設置が増加する中、犯行を証明する有効な証拠を得ることができるシステムとして、一部の道府県警察で活用されている。

図 1-37 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



注1：警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気に関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果であるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

注2：STRと呼ばれる4塩基（A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）及びC（シトシン））を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法

(4) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために、犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き込み捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」をも駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、近年、より効率的で合理的な捜査を推進するため、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せて、犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。また、プロファイリング技術の高度化・専門化^(注1)及び一般化^(注2)に取り組んでいるところである。

図 1-38 プロファイリングの実施件数の推移 (平成17～21年)

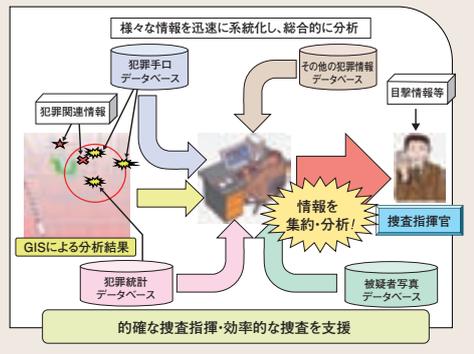


(6) 情報分析支援システム

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、被疑者の迅速な検挙のためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進することにより、捜査の方向性や捜査項目の優先順位を判断を支援することが重要である。

このため、警察庁では、複数のシステムで行っていた業務を1台の端末装置によって行い、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を、地図上に表示するなど他の様々な情報と組み合わせ、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することを可能とする情報分析支援システム (CIS-CATS) を平成21年1月から運用し、事件解決に役立てている。

図 1-39 情報分析支援システム

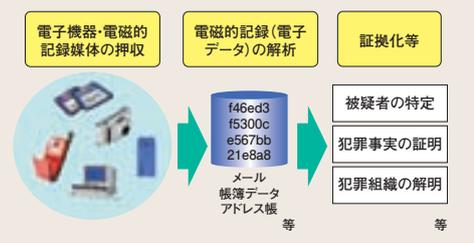


(7) デジタルフォレンジック^(注3)の強化

コンピュータ、携帯電話等の電子機器が一般に普及し、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、その捜査に当たっては、各種電子機器に保存されている電磁的記録を解析することが必要不可欠となっている。

警察では、次々と登場する新たな電子機器や技術に対応するために、関係機関等と連携しながら、電磁的記録の解析を適正に実施するための取組みを強化している。

図 1-40 デジタルフォレンジック



注1：専従者の育成及び体制の整備

注2：捜査員に対する指導の徹底及び有効活用の促進

注3：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

4 事件・事故への即応

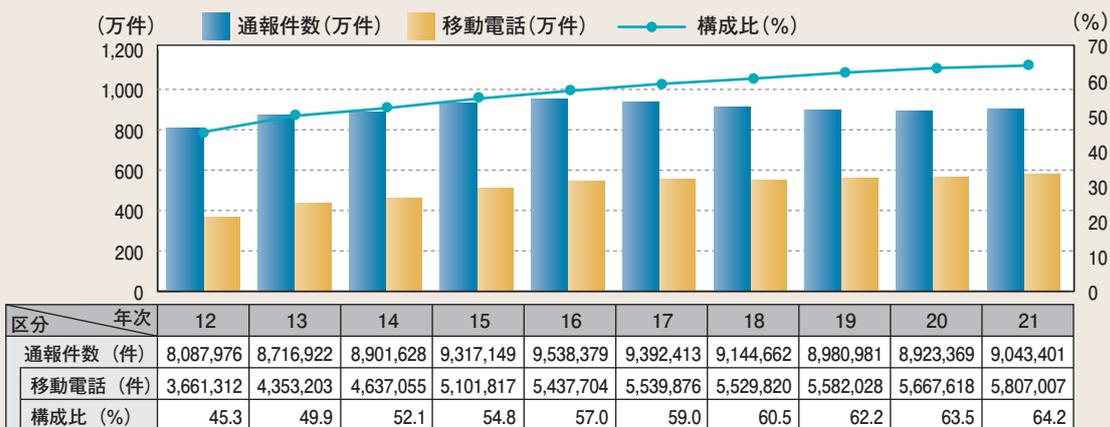
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、犯人の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成21年中は約904万件と、前年より約12万件増加し、依然として高い水準にある。これは、3.5秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が64.2%を占めている。

警察では、1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用し、緊急の対応を必要としない相談等の電話には専用の「#（シャープ）9110」番を利用するよう呼び掛けている。また、携帯電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

図1-41 110番通報受理件数の推移（平成12～21年）



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成21年中の緊急配備の実施件数は8,868件（前年比1,189件増加）であった。

また、21年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注2)の平均は、6分58秒であった。



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、リスポンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めるとともに、22年4月1日現在、警視庁ほか45道府県において、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を運用している。22年度中には、新たに静岡県で同システムの運用を開始する予定である。

（3）パトカー及び警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約180隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、山岳遭難等の事故や災害発生時の捜索救助活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機

事例

Case

平成21年11月、新潟県柏崎市沖において、外国人7人が乗船する貨物船が座礁した。強風高波のため船舶による救助活動が困難な状況であったことから、新潟県警察航空隊は、ヘリコプターを出動させ、貨物船に着船して7人全員を救助した（新潟）。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例

Case

平成21年10月、昼間時間帯の列車内で多発する痴漢の警戒をしていた鉄道警察隊員は、警戒中に発見した列車内通路で不審な挙動をとる男（46）が、列車を乗り換え、女子大学生の隣に座って、体を触るなどの行為をしたことから、迷惑行為防止条例違反（卑わいな行為の禁止）で現行犯逮捕した（京都）。

5 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成22年4月1日現在、全国に交番は6,232か所、駐在所は6,847か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成21年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は28万4,277人と、警察による刑法犯の総検挙人員の85.4%を占めている。

④ 交番相談員の活用

22年4月1日現在、全国で約6,200人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成22年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万2,823の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3) 交番機能の強化

パトロールの強化等により生じていた「空き交番」(注1)の解消のため、地域住民の理解を得ながら取組みを進めてきた結果、平成19年4月1日までに、「空き交番」は解消された。警察では、今後とも治安情勢の変化等により「空き交番」が生じることがないように努めるとともに、引き続き、交番機能の強化に努めることとしている。

(4) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成21年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分(注2)を含め約1,820万点に上っており、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約91億円が、物品については約654万点が遺失者に返還されている。

図1-42 遺失物の取扱いの流れ

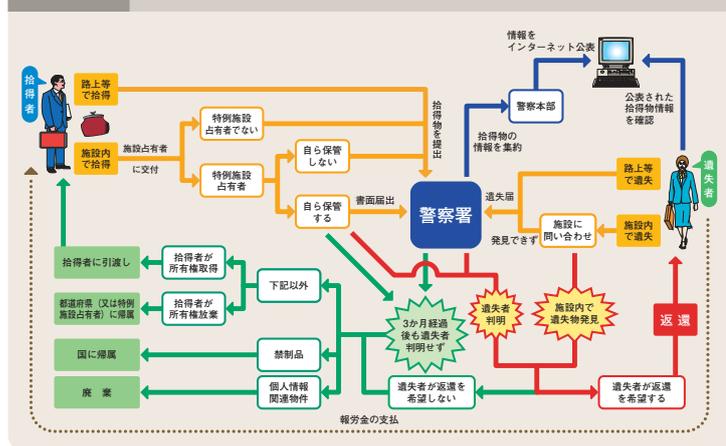


表1-13 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移(平成17~21年)

区分	年次	17	18	19	20	21
通貨(億円)	拾得物	139	139	145	142	135
	遺失届	414	409	404	373	353
物品(万点)	拾得物	1,158	1,222	1,272	1,734	1,820
	遺失届	743	761	796	1,065	1,096

注：平成19年以降の拾得物には、特例施設占有者保管分を含む。

注1：地域警察官の不在が常態化している交番

注2：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者(特例施設占有者)は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第3節

安全で安心な暮らしを守る施策

1 子どもの安全対策

(1) 子どもを犯罪から守るための取組み

① 子どもが被害者となる犯罪

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数(以下「子どもの被害件数」という。)は、平成14年以降減少傾向にあるが、21年中は3万3,480件と、前年より146件(0.4%)増加した。

21年中の全刑法犯に係る被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が49.4%(77件)、強制わいせつが14.0%(936件)、公然わいせつが9.6%(80件)、殺人が7.2%(78件)と、特に高くなっている。

図1-43 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移(平成12年~21年)

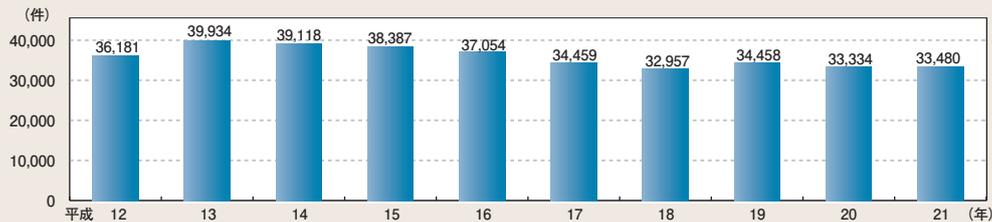
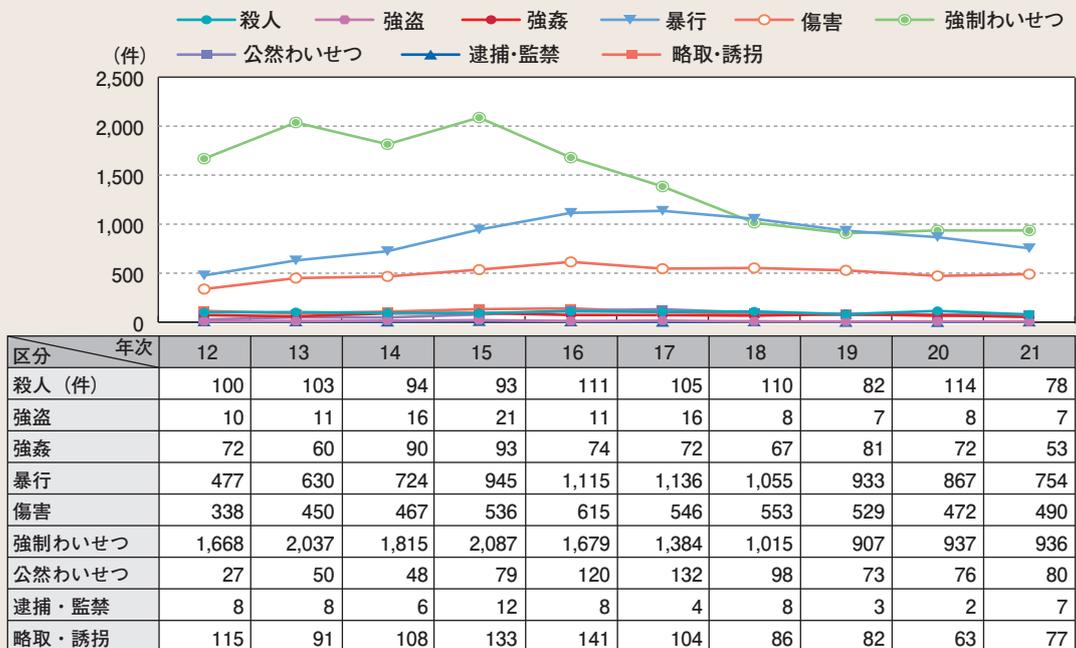


図1-44 13歳未満の子どもの罪種別被害状況の推移(平成12年~21年)



② 犯罪から子どもを守るための施策

ア 学校周辺、通学路等の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター（105頁参照）として委嘱し、積極的に学校へ派遣するなどして、学校と連携して、学校や通学路における児童・生徒の安全確保等を推進している。



防犯教室

イ 被害防止教育の推進

警察では、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見・回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じ紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

子どもが被害に遭った事案等の発生に関する情報については、迅速に児童や保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校及び教育委員会との間で情報共有体制を整備している。また、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報提供システムによる情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。



子どもの安全に関する情報の提供

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子ども110番の家」として危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。また、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。

コラム ⑥ 子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業

警察庁では、防犯ボランティア団体による子どもを犯罪から守るための環境づくりを支援するため、全国で15の防犯ボランティア団体をモデル事業実施団体に選定し、子ども見守り活動等を補完するための防犯カメラの整備や防犯ボランティア団体の情報発信等のためのサイトの運営等を行っている。

③ 子ども女性安全対策班による活動の推進

警察では、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを強化するため、21年度予算において警察官の増員を行い、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）に専従する「子ども女性安全対策班（JWAT）^{（注）}」を全国の警察本部に設置した。

従来への検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

注：Juvenile and Woman Aegis Team

(2) 少年の福祉を害する犯罪への取組み

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」^(注)という。）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、平成14年以降、毎年、東南アジア各国の捜査関係者、非政府組織（NGO）関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組みについて意見交換を行う東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議（CSEC）を開催しており、21年11月には、第8回会議を開催した。

図 1-45 福祉犯の法令別検挙人員（平成21年）

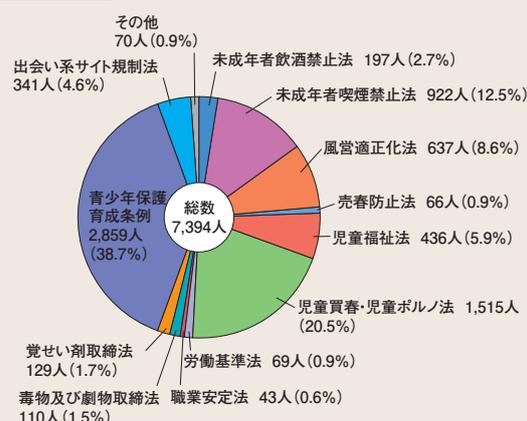


表 1-14 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成20、21年）

年次	区分	合計	学生・生徒					有職少年	無職少年	
			未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生			
21年(人)	合計	7,145	11	4,998	84	1,988	2,865	61	679	1,457
	構成比(%)	100.0	0.2	70.0	1.2	27.8	40.1	0.9	9.5	20.4
20年(人)	合計	7,014	6	4,845	66	1,909	2,806	64	694	1,469
	構成比(%)	100.0	0.1	69.1	0.9	27.2	40.0	0.9	9.9	20.9
増減数(人)		131	5	153	18	79	59	△3	△15	△12
増減率(%)		1.9	83.3	3.2	27.3	4.1	2.1	△4.7	△2.2	△0.8

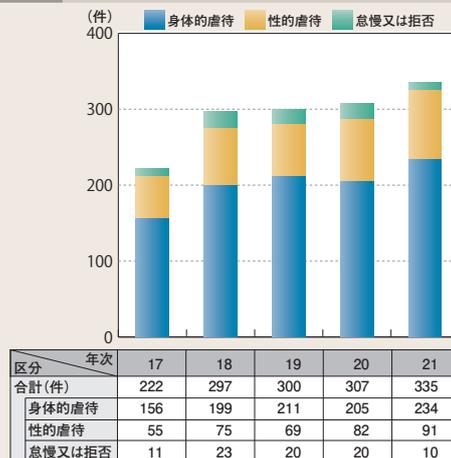
(3) 児童虐待対策

平成21年中の児童虐待事件の検挙件数は335件と、前年より28件（9.1%）増加し、最近5年間で1.5倍に増加した。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命・身体の保護という警察の責務であることから、警察では、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講ずることとしている。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等関係機関との連携の強化を図っている。

図 1-46 児童虐待事件の態様別検挙状況の推移（平成17～21年）



注：児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春等）、労働基準法違反（年少者の危険業務、深夜業等）等

事例

Case

21年7月、長男（2）をごみ箱に入れてふたを閉じるなどして脱出不能な状態にしたまま放置し、死亡させた。実父（34）及び実母（33）を監禁致死罪で逮捕した（警視庁）。

コラム ⑦ 児童虐待事案を対象とした匿名通報ダイヤル

児童虐待事案は、家庭内で起きる場合が多いことから潜在化しやすく、また、被害を受けた児童からは自主的な被害申告が期待できないことから、早期に発見することが困難である。さらに、発見が遅れた場合には、虐待が反復、継続することとなり、児童の死亡等重大な結果を招くおそれがある。

このため、警察庁では、22年2月から、子どもや女性を守るための匿名通報事業（警察庁の委託を受けた民間団体が、少年福祉犯罪や人身取引事犯の通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業。いわゆる「匿名通報ダイヤル」）の対象に児童虐待事案を加え、児童虐待事案の早期発見と被害児童の発見保護に努めている。

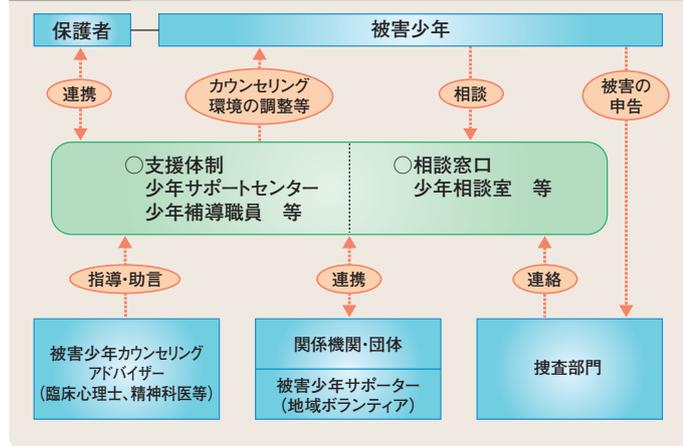
（4）少年の犯罪被害への対応

平成21年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数^{（注1）}は27万5,322件であり、このうち凶悪犯は1,108件、粗暴犯は1万2,970件であった。

警察では、被害少年に対し、少年補導職員^{（注2）}を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

また、警察では、少年が出会い系サイト等を利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報に触れたりすることのないよう、コンピュータ及び携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進や広報啓発活動等の取組みを推進している。

図1-47 被害少年の支援活動



事例

Case

性犯罪の被害を受けた少年は、不登校になるなど精神的なダメージを受けていたことから、継続的に支援を行う必要性が認められた。少年サポートセンターの少年相談員が、約1年間にわたり、継続的にカウンセリングや貼り絵を用いた心理療法等を行うとともに、少年警察ボランティアの被害少年サポーターと連携し、面接や学校との連絡調整等きめ細やかな支援活動を行った結果、少年は明るさを取り戻して登校するようになり、安定した生活を過ごすことができるようになった（神奈川）。

注1：20歳未満の少年が被害者となった刑法犯の認知件数をいう。

注2：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監及び道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成22年4月1日現在、全国に約1,000人の少年補導職員が配置されている。

2 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意思を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、警告、禁止命令等、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めている。

また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っている。

図 1-48 ストーカー事案対策の枠組み

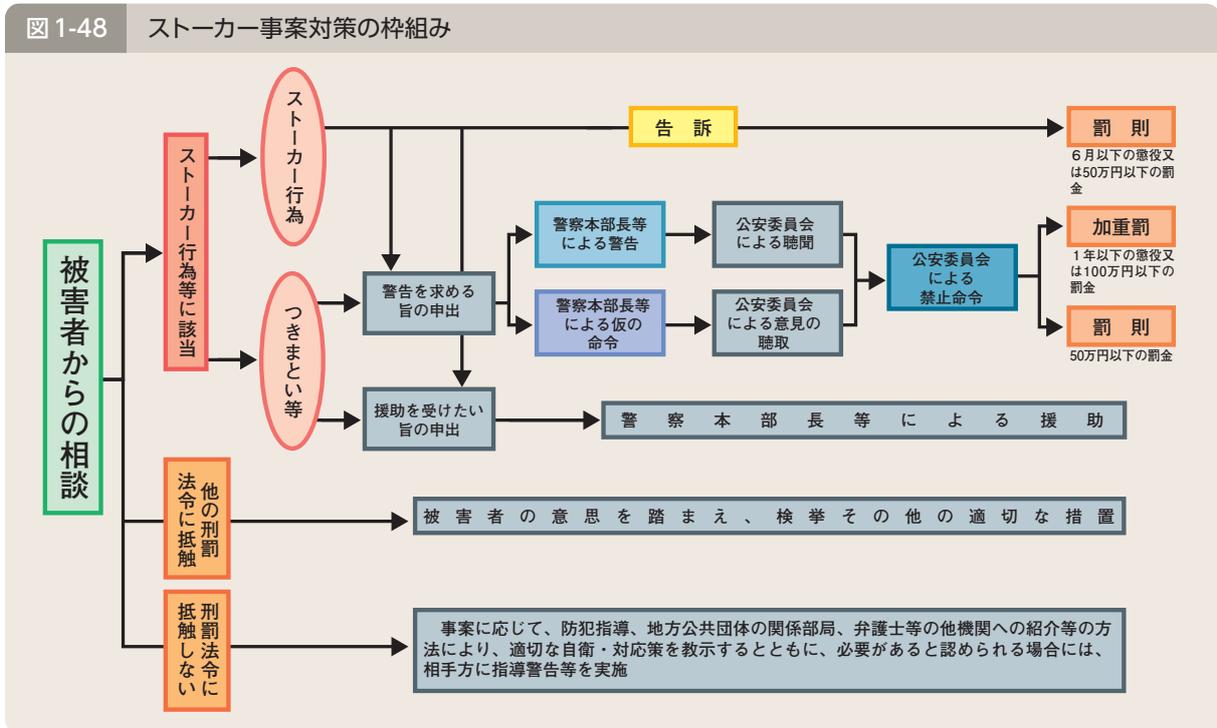


図 1-49 ストーカー事案の認知件数の推移 (平成 17～21年)



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。

表 1-15 ストーカー規制法の適用状況の推移 (平成 17～21年)

区分	年次					前年比増減
	17	18	19	20	21	
警告 (件)	1,133	1,375	1,384	1,335	1,376	41 (3.1%)
禁止命令等	22	19	17	26	33	7 (26.9%)
仮の命令	1	0	0	0	0	0 (-)
援助	1,569	1,631	2,141	2,260	2,303	43 (1.9%)
検挙 (ストーカー行為罪)	198	178	240	243	261	18 (7.4%)
検挙 (禁止命令等違反)	2	5	2	1	2	1 (100.0%)

(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき裁判所からの保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。

図 1-50 配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（平成17～21年）



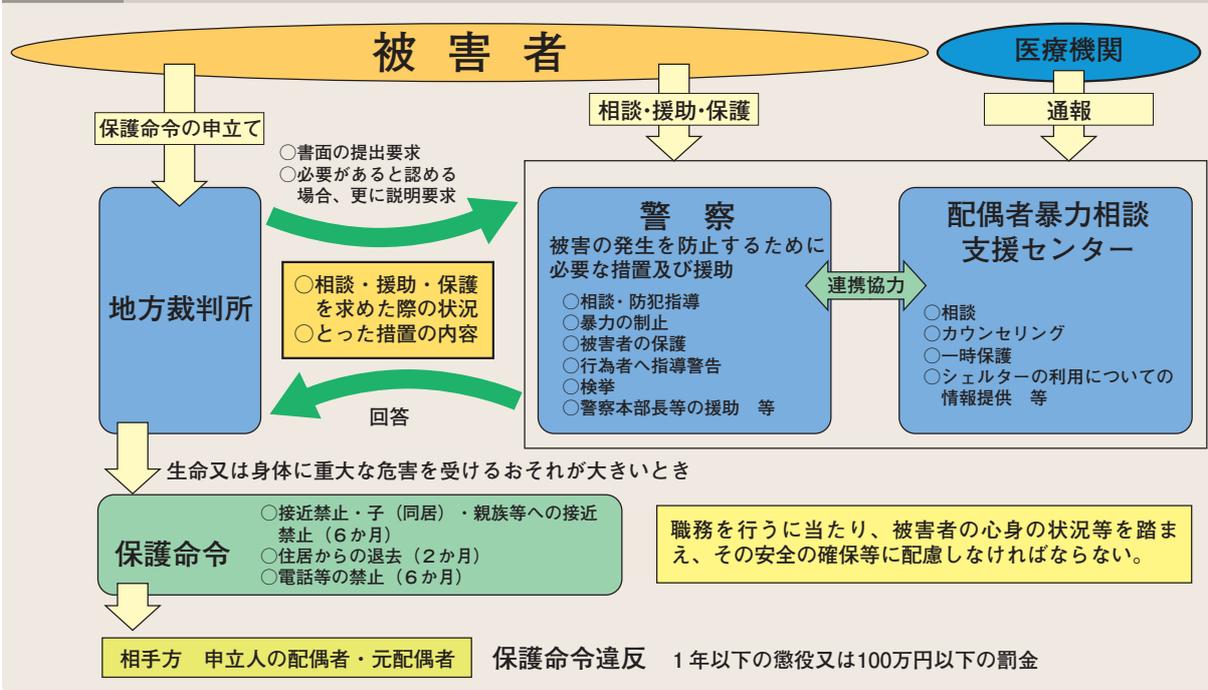
注：配偶者からの暴力事案の認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

表 1-16 配偶者暴力防止法に基づく対応状況の推移（平成17～21年）

区分	年次	17	18	19	20	21	前年比増減
医療機関からの通報 (件)		50	53	56	81	44	△37 (△45.7%)
警察本部長等の援助		3,519	4,260	5,208	7,225	8,730	1,505 (20.8%)
裁判所からの書面提出要求 (注1)		2,025	2,172	2,162	2,618	2,722	104 (4.0%)
裁判所からの保護命令通知 (注2)		2,178	2,247	2,239	2,534	2,429	△105 (△4.1%)
配偶者暴力相談支援センターへの通知 (注3)		—	—	—	935	921	△14 (△1.5%)
保護命令違反の検挙件数		73	53	85	76	92	16 (21.1%)

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面の提出を求められた件数
 注2：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数
 注3：当該規定は、20年1月11日から施行

図 1-51 配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関との連携



3 警察安全相談の充実強化

警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。

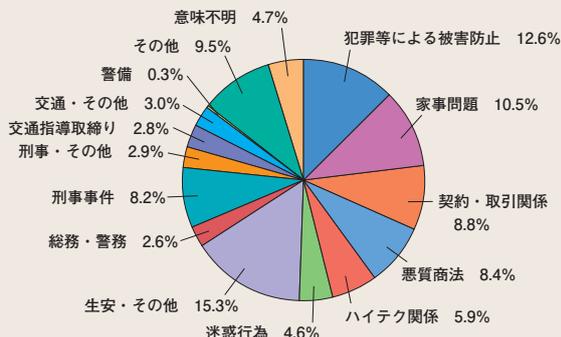
また、警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話が開設され、全国統一番号の「#（シャープ）9110」番^(注)に電話をかければ自動的に接続されるようになっており、相談の利便を図っている。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導警告を行うなどして被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談については、適切な機関への円滑な引継ぎを行っている。

図 1-52 相談取扱件数の推移（平成 12～21 年）



図 1-53 相談内容の内訳（平成 21 年）



「#（シャープ）9110」の広報活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

4 地域社会との連携による安全・安心なまちづくり

(1) 安全・安心なまちづくりの全国展開

① 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、全国の地域住民の間で、取締りだけに頼るのではなく、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする機運が高まっている。政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させて推進していくこととした。

② 安全・安心なまちづくりを推進する機運を高めるための取組み

17年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な功績又は功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度を新設することが決定された。これに基づき、21年10月9日、首相官邸において、10団体に対し、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、同月20日、防犯まちづくりに積極的な取組みを行っている地方公共団体の発表・意見交換の場として「安全・安心なまちづくりワークショップ」((財)都市防犯研究センター主催・警察庁後援)が、同月25日には全国で活躍する防犯ボランティア団体の活動内容を発表する場として「防犯ボランティアフォーラム2009」(警察庁主催)が、それぞれ開催された。

③ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を踏まえ、警察では、違法風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締り強化や、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。

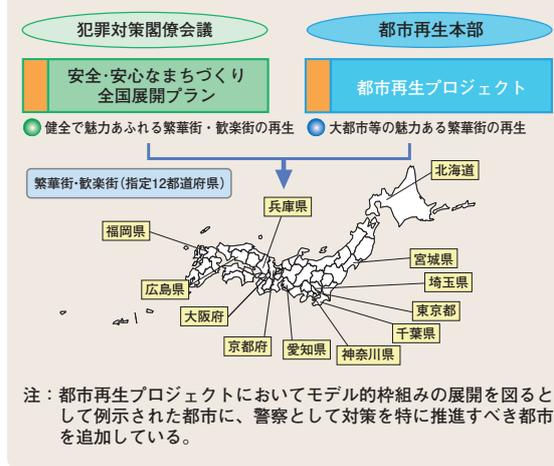
ア 違法風俗店、客引き及び風俗案内所等の取締り

警察では、繁華街・歓楽街における環境浄化を図るため、違法営業、客引き等に対する取締りを強化している。

イ 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り

暴力団等の犯罪組織は、依然として、違法風俗店等の経営への関与、規制薬物の密売、風俗店等からのみかじめ料の徴収等を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。警察では、これらに対し、各種法令を駆使して取締りを強化している。

図 1-54 繁華街・歓楽街の再生に向けた取組み



ウ 関係機関・団体等との連携

警察では、入国管理局、消防等の関係機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力排除活動等の取組みを推進している。

エ 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ボラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車等に対する指導・取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が開催される場合には、その社会的意義を考慮しつつ、必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

オ 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

警察では、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生に向け必要な施策が実現されるよう、まちづくりに関する協議会等において、警察としての視点を生かしつつ、必要な情報を提供するとともに、積極的に働き掛けを行うなど、官民協働体制の強化に努めている。

(2) 地域社会との連携

① 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりを実現するためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。21年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万2,762団体^(注)、その構成員数は約260万人であり、その多くは町内会、自治会等の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

図 1-55 防犯ボランティア団体数の推移 (平成17～21年)



子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア

② 自主防犯活動に対する支援

警察では、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援するため、活動に必要な物品の貸与等を行うなど防犯ボランティアの支援を行っている。また、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備できる仕組みづくりを行い、21年末現在、全国で7,359団体、3万801台の青色回転灯装備車が防犯パトロールを行っている。このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>) を立ち上げ、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

図 1-56 青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の運用状況の推移 (平成17～21年)



注：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

③ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪情報や地域安全情報を様々な手段・媒体を用いて提供している。

また、犯罪発生情報や防犯対策情報を適時適切に提供することで、自主防犯活動の促進に努めている。

(3) 犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図っている。

また、住まいと街の防犯性を計画的かつ総合的に向上させるため、警察、地方公共団体、地域住民等が協働して行う取組みメニューや参画方法などを具体的に示した「住まいと街の安全・安心再生計画策定マニュアル」を国土交通省と共同で策定した。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進している。平成22年3月末現在、防犯優良マンション制度は21都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は10都府県^(注2)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラ等の整備

警察では、公共空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、犯罪発生時には犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡や被害者の保護に向かうなど迅速・的確な対応に役立てることを目的として、22年3月末現在、12都府県で461台^(注3)の街頭防犯カメラを整備している。

図 1-57 犯罪防止に配慮した環境設計による犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保



防犯モデル駐車場



街頭防犯カメラ

コラム ⑧ 街頭防犯カメラシステムモデル事業

警察庁では、限られた人員体制でも効果的な運用を可能とする異常行動検出機能やプライバシー保護機能を備えた街頭防犯カメラシステムを、神奈川県川崎市J R川崎駅東口地区において、21年度から2か年計画で実証・開発中である。

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄

注2：東京、千葉、福井、滋賀、京都、大阪、鳥取、広島、大分及び沖縄

注3：このほか、大阪では、交番の施設防護を兼ねた防犯カメラ122台が整備されている。

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況については、近年、その届出数が増加している。特に、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業等の、店舗を構えない営業の届出数が増加している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間増加している。

表 1-17 風俗営業の営業所数の推移（平成 17～21 年）

区分	年次	17	18	19	20	21
総数(軒)		112,892	111,528	109,135	106,864	104,920
第1号営業(キャバレー等)		4,914	4,505	4,080	3,668	3,379
第2号営業(料理店、カフェ等)		66,217	66,998	67,352	67,330	67,034
第3号営業(ナイトクラブ等)		572	558	541	512	486
第4号営業(ダンスホール等)		343	326	241	232	216
第5号及び第6号営業		14	13	13	11	39
第7号営業		31,317	30,037	28,256	26,974	26,104
まあじやん屋		16,030	15,247	14,555	13,920	13,343
ばちんこ屋等 ^(注)		15,165	14,674	13,585	12,937	12,652
その他		122	116	116	117	109
第8号営業(ゲームセンター等)		9,515	9,091	8,652	8,137	7,662

注:ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表 1-18 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成 17～21 年）

区分	年次	17	18	19	20	21
総数(件)		42,583	17,492	19,990	22,021	23,727
店舗型性風俗特殊営業		10,360	6,790	6,684	6,570	6,420
第1号営業(ソープランド等)		1,306	1,248	1,250	1,249	1,239
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)		1,021	823	875	862	847
第3号営業(ストリップ劇場等)		439	192	180	162	157
第4号営業(ラブホテル等)		6,414	4,167	4,031	3,944	3,837
第5号営業(アダルトショップ等)		1,180	360	348	353	340
無店舗型性風俗特殊営業		28,854	9,610	12,071	14,035	15,682
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)		25,727	8,936	11,236	13,093	14,648
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)		3,127	674	835	942	1,034
映像送信型性風俗特殊営業		2,575	626	811	1,026	1,240
店舗型電話異性紹介営業		432	299	245	209	195
無店舗型電話異性紹介営業		362	167	179	181	190

表 1-19 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成 17～21 年）

区分	年次	17	18	19	20	21
総数(軒)		266,435	269,335	269,348	270,916	272,068

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成 21 年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は 18.1% (135 人) と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、携帯電話の出会い系サイトを利用する事犯のほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表 1-20 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成 17～21 年）

区分	年次	17		18		19		20		21	
		件数(件)	人員(人)								
総数		2,214	1,026	1,863	928	1,867	775	1,842	662	1,562	747
街娯型	勧誘等	269	272	281	285	247	243	259	256	282	284
	場所提供	124	214	166	202	171	230	130	157	128	180
管理型	管理売春	19	32	10	13	8	14	7	18	6	7
	資金提供	11	10	8	8	3	3	4	4	4	4
派遣型	周旋	1,003	421	790	359	658	244	781	187	531	224
	契約	785	70	594	55	766	32	659	39	606	43
その他		3	7	14	6	14	9	2	1	5	5

事例

Case

山口組傘下組織幹部（44）らは、21年5月、知人女性に対し、迷惑料として金銭を支払うよう不当に求め、売春をして金を稼いで支払う旨の誓約書を書かせるなどして困惑させた上で、同年6月、不特定の遊客を相手に売春をさせ、その対償金の全額を収受した。同年11月までに、同幹部ら3人を売春防止法違反（困惑売春及び対償収受）で逮捕した（福島）。

② 風俗関係事犯

21年中の風営適正化法による検挙状況についてみると、前年に比べ、年少者使用及び20歳未満客への酒類提供の検挙件数が特に減少している。

わいせつ事犯の検挙状況についてみると、最近3年間は横ばいで推移している。また、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

表 1-21 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成17～21年）

区 分	17		18		19		20		21	
	件数(件)	人員(人)								
総 数	2,523	3,765	3,314	4,587	3,340	4,342	3,249	3,956	2,839	3,577
禁止区域等営業	711	1,411	646	1,263	569	1,102	532	1,074	503	1,044
年少者使用	468	665	536	730	512	713	439	598	352	486
客引き	496	737	692	1,035	649	1,020	537	815	515	769
無許可営業	432	462	560	609	622	757	656	836	577	725
構造設備・遊技機無承認変更	113	172	119	206	69	107	49	68	55	68
20歳未満客への酒類提供	92	180	94	202	109	229	101	200	63	135
その他	211	138	667	542	810	414	935	365	774	350

表 1-22 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成17～21年）

区 分	17		18		19		20		21	
	件数(件)	人員(人)								
総 数	2,412	2,316	2,769	2,628	2,505	2,510	2,569	2,470	2,578	2,446
公然わいせつ	1,741	1,502	1,999	1,715	1,718	1,618	1,782	1,613	1,810	1,626
わいせつ物頒布等	671	814	770	913	787	892	787	857	768	820

事例 1

Case

DVD販売業の男（38）らは、DVDを販売するためのウェブサイトをインターネット上に開設し、21年3月、わいせつ図画であるDVDを販売した。同年6月、同男ら5人をわいせつ図画販売罪で逮捕した（千葉、福井）。

コラム ⑨ 地域において問題になっているラブホテル営業等への厳正な対応

風営適正化法第2条第6項第4号に規定するラブホテル営業（以下「ラブホテル営業」という。）については、届出制がとられているほか、営業禁止区域等の規制が設けられているが、近年、当該営業の届出がなされていないものの、ラブホテル営業に該当し得るとして住民から取締り等の要望が寄せられている営業がみられる。警察では、その実態把握を進めるとともに、ラブホテル営業に該当するものについては厳正な取締りを行い、それ以外のものについても、建築基準法、旅館業法等の規制が的確に及ぶよう関係機関との連携を図っている。



捜査員による捜索（共同）

事例 2

Case

ホテル10店舗の各経営者らは、法令によりラブホテル営業を行うことが禁止されている地域において、当該営業を営んでいた。21年11月、当該10店舗の各経営者ら14人等を、風営適正化法違反（禁止地域営業）で検挙した（警視庁、神奈川）。

(3) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化

平成21年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は29万939丁で、14万2,294人が許可を受けている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めており、21年中、申請を不許可等とした件数は25件、所持許可を取り消した件数は121件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件及び20年6月に東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件等を受け、20年12月、銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化を内容とする銃刀法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、21年1月5日に刃渡り5.5センチメートル以上の剣の所持禁止に関する規定が、同年6月1日に銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化に関する規定が、同年12月4日に銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化に関する規定等が、それぞれ施行された。

このうち、刃渡り5.5センチメートル以上の剣の所持禁止に関する規定の施行に伴い、警察において新たに所持禁止の対象となった剣の回収に努めた結果、改正法の公布日から猶予期間が終了する21年7月4日にかけて、1万1,744振の剣を回収した。

事例

Case

無職の男（52）は、21年7月、法定の除外事由がないにもかかわらず、刃渡り8.7センチメートルのダガーナイフを所持していたことなどから、同人を銃刀法違反（不法所持等）で現行犯逮捕した（福岡）。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図 1-58 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要

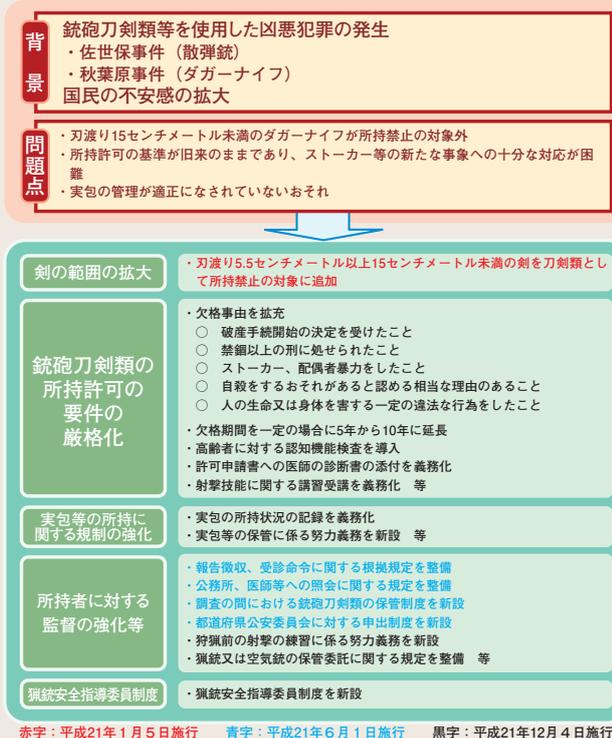


表 1-23 運搬届出・立入検査の状況（平成21年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	39,748	17,527
特定病原体等関係	43	69
放射性同位元素等関係	1,058	3
核燃料物質等関係	663	24

6 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割にかんがみ、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業務の実施の適正を図るとともに、警備業の健全な育成を図っている。

図1-59 警備業者・警備員の推移（平成12～21年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。

また、警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注1)、差止め^(注2)等により、その被害の迅速な回復に努めている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして、防犯設備の開発を支援している。

また、(社)日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

表1-24 防犯設備士等の地域活動拠点

1	北海道防犯設備士協会	18	愛知県セルフガード協会
2	青森県防犯設備協会	19	NPO法人 三重県防犯設備協会
3	岩手県防犯設備協会	20	滋賀県防犯設備士協会
4	宮城県防犯設備士協会	21	NPO法人 京都府防犯設備士協会
5	山形県防犯設備協会	22	奈良県防犯設備士協会
6	福島住宅防犯促進協会	23	NPO法人 大阪府防犯設備士協会
7	栃木県防犯設備協会	24	NPO法人 兵庫県防犯設備協会
8	埼玉県防犯設備士協会	25	岡山県防犯設備業防犯協力会
9	千葉県防犯設備士協会	26	NPO法人 広島県生活安全防犯協会
10	NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	27	山口県防犯設備士協会
11	NPO法人 神奈川県防犯設備士協会	28	香川県防犯設備業防犯協力会
12	山梨県防犯設備士協会	29	一般社団法人 徳島県防犯設備協会
13	静岡県防犯設備士生活安全協議会	30	NPO法人 福岡県防犯設備士協会
14	富山県防犯設備協会	31	大分県防犯設備士協会
15	石川県防犯設備促進協力会	32	NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
16	NPO法人 福井県防犯設備協会	33	鹿児島県防犯設備協会
17	岐阜県防犯設備協会		

(社)日本防犯設備協会資料による(平成21年8月末現在)。

(4) 探偵業に係る業務の運営の適正化

平成19年6月、探偵業の業務の運営の適正を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された。警察では、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：警察本部長等が、盗品等の発見のために必要があると認めるときに、古物商又は古物市場主に対して被害品を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

2：警察本部長等が、盗品等の疑いのある古物について、古物商に対して行う一定期間の保管命令

3：総合防犯設備士(平成22年1月15日現在約280人)、防犯設備士(同約1万9,800人)

第4節

少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成21年中の刑法犯少年の検挙人員は、6年連続で減少し、前年に続き10万人を下回った。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は成人の5.4倍で、いまだ高い水準にある。

21年中の触法少年の補導人員は、前年まで減少していたものが増加に転じた。不良行為少年の補導人員は前年より減少したものの、14年以降100万人を越える状態が続いている。

- ・ 21年中の刑法犯少年の検挙人員・・・9万282人（前年比684人（0.8%）減少）
- ・ 21年中の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合・・・27.1%（前年比0.3ポイント上昇）
- ・ 21年中の同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員・・・12.4人（前年と同じ）

図 1-60 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24～平成21年）

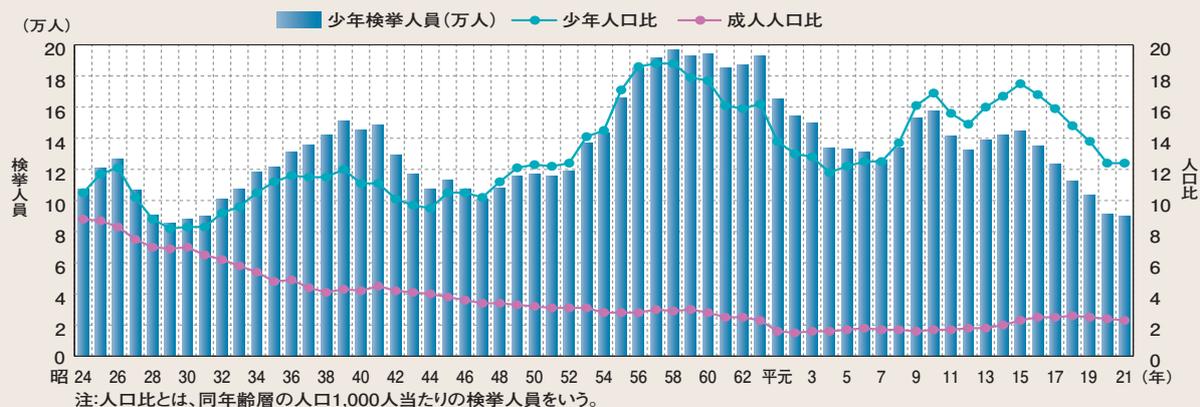


表 1-25 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成12～21年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
補導人員(人)		20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029
凶悪犯		174	165	144	212	219	202	225	171	110	143
粗暴犯		1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336
窃盗犯		14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026
知能犯		30	37	31	39	46	57	63	55	65	68
風俗犯		95	110	131	132	116	116	117	138	137	166
その他の刑法犯		3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290

表 1-26 不良行為少年の補導人員の推移（平成12～21年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
補導人員(人)		885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840
深夜はいかい		307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078
喫煙		417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956
その他		161,610	163,370	166,041	179,272	174,122	150,575	151,117	153,533	131,273	94,806

事例

Case

男子中学生（13）は、21年7月、自宅で就寝していた実父の頸部^{けい}をナイフで突き刺すなどして殺害した。同月、少年を殺人罪で児童相談所へ送致した（島根）。

（2）平成21年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成21年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表1-27のとおりであり、窃盗犯、知能犯及び風俗犯が前年より増加した。また、社会の耳目を集めるような、少年による重大な事件が続発した。

表1-27 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成12～21年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総数(人)		132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282
凶悪犯		2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949
粗暴犯		19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653
窃盗犯		77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784
知能犯		584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144
風俗犯		429	410	347	425	344	383	346	341	389	399
その他の刑法犯		31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353

事例 1

Case

男子高校生（17）は、21年6月、通学途中の駅ホームにおいて、同級生（18）の腹部等を包丁で突き刺して殺害した。同月、少年を殺人未遂罪で逮捕し、殺人罪で送致した（奈良）。

事例 2

Case

男子高校生（16）は、在学する高等学校において、手製爆弾を爆破させ、同級生を殺害することを企て、爆弾の製造原料等を購入し、一部に加工を施すなど、爆弾を使用し殺害の実行に着手できる程度に準備を整えた。21年2月、少年を殺人予備罪で逮捕した（北海道）。



被疑者宅から押収した爆発物製造の原料等

② 再犯者

21年中の刑法犯少年の再犯者数は6年連続で減少したが、再犯者の人口比^(注)は3.9と、成人の再犯者の人口比(1.1)の3.5倍となっている。

図1-61 刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比の推移（平成12～21年）



注：同年齢層の人口1,000人当たりの再犯者数

2 総合的な少年非行防止対策

(1) 少年サポートセンターの活動

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注)し、少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行っている。

① 少年相談活動

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

② 街頭補導活動

少年非行を抑止し、健全な育成を図るためには、非行に至らない段階で適切に対処することが必要である。警察では、少年の集まる繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導、立ち直り支援等

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係等が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、面接、家庭訪問、社会奉仕活動への参加等による立ち直りに向けた指導・助言を行っている。また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促している。

図 1-62 少年サポートセンター



コラム ⑩ チャイルド・セーフティ・センター

秋田県警察では、少年サポートセンターを設置するほか、JR秋田駅前にチャイルド・セーフティ・センターを開設し、少年補導職員等を配置して、24時間体制で少年相談、街頭補導や広報啓発等の非行防止活動等を行っている。



なまはげを活用した街頭キャンペーン

注：平成22年4月1日現在、全国に197か所（うち警察施設以外67か所）の少年サポートセンターが設置されている。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等による協議会を実施している。

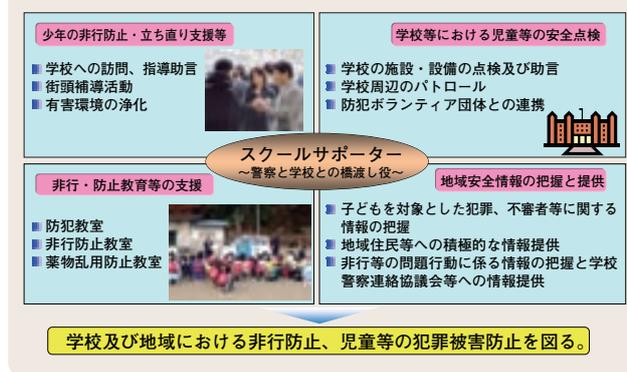
② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,400の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター制度

スクールサポーター制度とは、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。平成22年4月1日現在、42都道府県で導入され、約600人が配置されている。

図 1-63 スクールサポーター制度



(3) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成22年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助力員^(注2)約350人、少年指導委員^(注3)約6,700人等のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。

(4) 少年事件対策

警察では、少年事件捜査・調査の充実・強化を図るため、少年事件特別捜査隊等を編成して捜査員を集中投入するなど、凶悪・粗暴な少年事件等の捜査・調査を迅速・的確に行っている。また、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を置き、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう、警察署等への指導を行っている。



街頭補導活動中の少年警察ボランティア

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風宮適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

警察活動の最前線

刑事の一日

昼夜を分かたず最前線で国民の安全・安心を守っている刑事の活動を、警視庁新宿警察署刑事課で勤務するA巡査部長の典型的な当番勤務の一日を通じて描写する。

⑨ 09:30

次の当番員に引継ぎを行う。当番中に扱った事件の書類を整理し、当番勤務は終了となる。

⑧ 05:30

ビルに不審者が侵入したとの通報を受ける。通報のあったビルに到着すると、一室の窓ガラスが割られ、室内が物色された形跡がある。現場の保存に努めつつ、鑑識係員の指示を受けて室内に残された犯人のものと思われる指紋等の収集に当たる。



⑦ 01:30

繁華街の一角にある飲食店で男2人がけんかをしているとの通報が入る。現場に急行して事情を聴くと、ささいな口論からつかみ合いになりかけたとのことであるが、暴行の事実はない。

両者とも落ち着き、反省しているので帰宅させる。

⑥ 23:30

遅めの夕食をとった後、赤色灯を点灯させながら管内のひったくり多発地域をパトロールする。

最近バイクを利用したひったくり事案が多発している。パトロールが功を奏したのか、今夜は一件も発生しなかった。

⑤ 19:30

緊急配備が発令された。外国人風の男がコンビニに押し入り、金品を奪い逃走したとのこと。直ちに管内の配置場所につき、無線で傍受した人相の男がいないか付近を搜索する。

しばらくして、別の地点で警戒中の捜査員が被疑者を確保したとの連絡が入った。



① 09:00

署長訓授を受ける。最近、女性や高齢者等をねらったひったくりが多発していることから、パトロールを強化し、ひったくり事件の発生を防ぐとともに、発生に際しては、直ちに被疑者を検挙せよとの檄が飛ぶ。気を引き締めて勤務に臨む。

② 10:00

装備品を着装し、署周辺の警戒を行う。

周辺にはビルが林立しており、道を尋ねる人が多い。署の入口に備え付けられた地図を使って地理案内を行う。



③ 11:30

傷害事件の犯人として現行犯逮捕された男の取調を行う。

最初は「自分はやっていない」の一点張りだったが、証拠資料を示しつつ、取調を行うと「やりました。すみません」と、自らの犯行を認めた。取調べ終了後、被疑者を留置係に引き継ぐ。



(被疑者は模擬)

④ 17:15

今日は6日に一度の当番勤務の日である。幹部の指示を受けて夜間帯の勤務に入る。

当番勤務の日は自分の所掌業務だけでなく、発生事案全体に班員で協力して対応する。

初動警察の最前線

警察では、事件・事故による被害拡大の防止や犯人の逮捕等のために初動警察活動を強化しており、これらの活動に当たる部隊を紹介する。

① 自動車警ら隊

自動車警ら隊では、パトカーの機動力を生かし、事件・事故現場等に急行し、犯人の検挙に向けた活動等を行っている。



② 警察航空隊

警察航空隊では、ヘリコプターの特性を生かし、空からの捜査支援や捜索救助等の活動を行っている。



③ 機動捜査隊

機動捜査隊では、機動力を生かし、事件発生時に現場や関係箇所へ急行し、犯人検挙等の捜査活動を行っている。



④ 機動鑑識隊

機動鑑識隊では、事件発生直後の現場で高度な鑑識活動を行うため、24時間体制で現場に臨場している。



⑤ 交通機動隊

交通機動隊では、交通事故抑止のため、パトカーや白バイによる交通指導取締りを実施するとともに、その機動力を生かし、犯人の追跡、検挙等を行っている。



⑥ 機動警察通信隊

機動警察通信隊では、現場映像の伝送や無線の不感地帯対策等の通信対策を行い、指揮命令や連絡の円滑化を図っている。



警察活動の最前線



秋田県警察
まもるくん

笑顔を取り戻すために

秋田県A警察署刑事課

ほり めくみ
堀 恵 巡査長

私が刑事課強行・窃盗犯係の刑事としてこれまで取り扱った事件で心に強く残っているのは、小学生女兒に対する強制わいせつ事件です。

この事件は、高齢の男が、飼い犬を通して顔見知りとなった女兒を言葉巧みに自宅に誘い込み、わいせつ行為に及んだ極めて悪質な事件です。女兒が母親に被害を打ち明けたのは被害後10日以上もたってからのことでした。被害の状況を聴取し、女兒の「男の人が怖い、目をつぶると犯人のことが頭の中でグルグル回る」という悲痛な訴えを聞いたとき、私は刑事として、また、同年齢の小学生を子に持つ母親として、「必ず犯人を逮捕し、法の裁きを受けさせる」という強い刑事魂が沸き上がりました。そして、私は女兒の精神的被害の回復を願いながら、犯人逮捕に奔走したのです。

多くの困難を乗り越え犯人を逮捕した後、女兒の母親から「あなたのおかげで娘も私たち親も救われました」と感謝の言葉を頂きました。また、女兒には屈託のない笑顔がありました。日々悪質な事件が発生する中で、被害者の不安を取り除き、笑顔を取り戻すため、私は今日も刑事として職務に励んでいます。



静岡県警察
エスピーくん

鉄道利用者の安心のために

静岡県警察本部地域部鉄道警察隊

たむら なみ
田村 奈美 警部補

平成21年春、私は、鉄道警察隊に新設された特務係（通称名「特捜イエロー」）の初代係長に任命されました。

特捜イエローは、私以下5名体制で、私服で鉄道施設や列車内での犯罪、特に痴漢等の性犯罪の予防や捜査活動を行うものです。係名は、新幹線の安全運行を実現し、乗客の安全を守る総合試験車「ドクターイエロー」にちなんでつけられました。

刑事経験が長いとはいえ、現行犯逮捕の経験が少ない私に「果たしてこの任務が勤まるのか」という不安を抱いてのスタートでしたが、毎日混雑する電車で揺られ、コンコース内で人の波を観察するうちに、不審者を見付ける「目」というものが養われ、犯人を発見出来るようになりました。

先日も電車内で女子高校生の胸を触った犯人を現行犯逮捕しました。電車の停止直後、突然、被害者にしがみつかれ、涙ながらに「怖かったです。助けてくれてありがとう」と言われた時は、「犯人を逮捕出来て本当によかった」と自分の仕事に改めて誇りを持つことが出来ました。

これからも、一人でも多くの方に安全・安心を実感してもらえよう、係一丸となって邁進（まいしん）していきます。

